

Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

## 第 10 回遵守委員会会合報告書

2015 年 10 月 8-10 日  
韓国、麗水

## 第10回遵守委員会会合

2015年10月8-10日

韓国、麗水

### 議題項目 1. 開会

#### 1.1. 歓迎の辞

1. 遵守委員会（CC）議長のスタン・クローザース氏は、会合を開会するとともに、参加者を歓迎し、韓国によるもてなしに感謝の意を表した。
2. メンバー、協力的非加盟国（CNM）及びオブザーバーはそれぞれの代表団を紹介した。参加者リストは別紙1のとおりである。
3. 議長は、会合に対し、旅行上の問題により会合初日に参加することができないインドネシア及び南アフリカからの陳謝の意を伝えた。

#### 1.2. 議題の採択

4. 議題が修正され、別紙2の修正議題が採択された。
5. 会合の文書リストは別紙3のとおりである。

#### 1.3. 会議運営上の説明

6. 事務局長は、主な会議運営上の説明を行った。

### 議題項目 2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況

#### 2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの年次報告

7. メンバー及び協力的非加盟国（CNM）は、遵守委員会及び拡大委員会（EC）に対するそれぞれの年次報告書を総括した。メンバー及びCNMによる総括では、管理システムの改善、直近の漁獲量、オブザーバーカバー率、帰属漁獲量の共通の定義の導入に関する進捗状況、及びその他の重要な課題等が特に強調された。日本及び台湾は、2016年漁期の始めから、同国への国別配分量から帰属 SBT 死亡量を差し引く予定であることを表明した。
8. 会合に提出された国別報告書及び QAR の内容に関して、明確化のための質問を含め、活発な議論がなされた。報告された課題の中の重要な点及びこれに関する議論は以下に記載したとおりである。
9. オーストラリアは、会合に対し、ステレオビデオの自動化に関する報告書が間もなく最終化されると述べた。同国は、CCSBT 22 までに中間報告書が利用可能になることを期待するとした。また、オーストラリアは、

遊漁漁獲量を推定するための手法を最終化する予定であると述べた。オーストラリアは、現在、オーストラリアの遊漁漁獲量にかかる1年の調査に200万ドル以上の費用がかかると推定している。しかしながら、さらなる作業が実施されるまでは遊漁漁獲量に関する推定値を得るためのベースがないことから、オーストラリアは暫定的な推定値も提示することができないとした。

10. オーストラリアは、同国のはえ縄漁業に関して電子モニタリングに移行する予定であるものの、まき網漁業についてはこれは実施可能ではないと報告した。オーストラリアは、同国東岸のマグロ漁船の大部分について電子モニタリングカバー率は100%となっているが、各船舶のビデオのうち分析されているのは10%であると報告した。電子オブザーバーでは得ることができない体長組成のような情報や生物学的サンプルを得るために、港でのサンプリングが行われている。
11. 韓国は、MCS活動に関する法的根拠を改善するため、遠洋漁業開発法を改正したと述べた。韓国は、帰属SBT死亡量を同国の国別配分量から差し引くことができるよう、リファレンスを得るために3年間の投棄量に関する情報を収集すべく作業している。韓国は、SBT輸入に関するCDSの実施を改善するため、法律を改正しているところである。
12. 2014/15年漁期の最後に韓国のSBT非保持量が大幅に増加したのは、SBTのクォータに到達した際にオブザーバーが乗船しており、SBTを放流する必要に迫られた結果であることが留意された。韓国は、これらのSBTのうち約80%が生きたまま放流されたと述べた。
13. 台湾は、同国による洋上転載の100%が観察されていること、前漁期においては23隻が洋上転載を行ったこと、及び2014年漁期において40隻が港内転載を実施したことを確認した。
14. 台湾は、2016年漁期から同国の帰属SBT死亡量の考慮を開始すると述べた。
15. ニュージーランドは、同国の国内遊漁調査からはSBTの釣獲量の推定値は得られないため、遊漁漁獲量に関する適当なアローワンスを設定するためには別の情報源を用いなければならないとコメントした。ニュージーランドの法制度上、まず総漁獲可能量を定め、そこから遊漁及び伝統漁業及びその他の死亡要因分のアローワンスを差し引いた上で、商業的な総漁獲可能量が設定される。また、ニュージーランドは、同国には多数の遊漁船があるものの、遊漁チャーター船（SBT漁獲を報告することが求められている）を除き、いずれの時期においてもSBTが漁獲される大部分の操業海域には遊漁船は多くはないと述べた。
16. 2016年5月1日までに、ニュージーランド海域で操業する全ての漁船はニュージーランド船籍とならなければならないことが留意された。
17. ニュージーランドは、各漁期に各漁船（商業的用船を除く）に対して一回は荷下ろし検査を行うことを目標としているが、目標達成は困難であった。一般的にニュージーランド海域で操業する28m以上の船のみが

VMS 設置を義務付けられていることから、SBT 漁船の中で VMS 設置が求められているのは現時点で 8 隻のみである。しかしながら、ニュージーランドは、VMS のより幅広い導入を検討している。

18. 日本は、同国の国別報告書及び QAR の結果について紹介した。また、2016 年 4 月から、同国の帰属 SBT 漁獲量に放流量及び投棄量を含めることを検討していると述べた。日本は、放流及び投棄による総死亡量の推定において、RTMP の数字及び SBT に関するポップアップタグによる生存率から得た死亡量を用いる予定である。
19. 日本は、同国の市場分析を継続しており、市場におけるアノマリーは探知されていない。また日本は、いくつかの企業が伝統的な市場の外で SBT を販売していること、及びこの分野において何が起きているのかに関する理解を醸成するためにこれら企業との面談を行っていることを確認した。
20. 日本は、日本に水揚げされる SBT 漁獲物の 100%が検査されていると述べた。日本は、日本の SBT 漁業の遵守状況は、RTMP 報告、CDS、VMS、転載申請書及び水揚げ検査といった同国の包括的な措置によって担保されていることを強調した。
21. また日本は、買受人及び船舶に対する罰則は無報告水揚げに対する抑止力となっており、また SBT 水揚げにかかるロジスティックス（クレーンや多くの人員が必要であること）は秘密裏に SBT を水揚げすることを困難にしていると述べた。
22. 日本の QAR は、港のパトロールが清水港に偏っていると指摘しており、日本は、その他の港でのパトロールの実施を検討していると述べた。
23. 欧州連合（EU）は、SBT は漁獲対象ではなく、2013 年、2014 年及び 2015 年の現時点までにおいて SBT を漁獲しなかったと述べるとともに、同地域は SBT の大市場でもないとした。また、EU は、ヨーロッパ域内における SBT とされた貿易について調査を実施し、同調査の結果、それらは SBT 製品ではなく、ミスコードによって SBT 貿易とされていたことが明らかになった。
24. EU は、2015 年 1 月 1 日から、SBT のような大型の浮魚の投棄を禁止している。
25. EU は、漁獲された生存時重量 50kg 以上の魚種に関するログブックの報告要件について、RFMO の規則に関わらず、SBT は漁獲された数量に関わらずログブックに報告されなければならないとしていることを確認した。
26. フィリピンの欠席に関して、以下の質問及びコメントがなされ、フィリピンに対して事務局長がこれを通知するとともに、CCSBT メンバーに対して回答を回章することが合意された。

- フィリピンは、3隻の船舶が SBT の漁獲が許可されたと報告しているが、SBT を漁獲したのは1隻のみである。この理解は正しいか、また3隻の船舶は同じ船主か？
  - 報告書で述べられた3隻の各船舶の大きさは？
  - 報告書は以下のとおり述べている：「オリンピック制度を採用しており、漁獲量が漁獲配分量の90%に達した時点で船主には通知がなされる。そうした状況が発生した場合には、上限の超過を避けるためにどうするのが最良か、漁船の操業者間で議論が行われる」。会合は、このアプローチは漁船が少ない場合のみ可能なものであることに留意するとともに、フィリピンに対し、将来において、特に漁船数が増加するような場合には別のアプローチを検討するよう勧告した。
  - オブザーバーカバー率が示されていないが、3隻が操業したならば少なくとも1隻は観察されるべきであることが留意された。
  - 報告書は以下のとおり述べている：「漁船の船長は、港内で転載された数量をモニタリングしなければならない」。港内で転載された数量をモニタリングしているのは本当に船長であるのかどうかを明確化されたい。
27. インドネシアは、CCSBT の最低履行要件、特に科学オブザーバーデータと同国の漁獲量の管理において、これを履行できなかったことを報告した。また、インドネシアは、本年の QAR 報告書の最終化には貢献しなかったが、同国の遵守計画の中で、QAR からの勧告を実行した。インドネシアにおいて2015年に改善された点としては、三つの漁業組合に漁獲枠が配分され、そこから個々の組合委員に漁獲枠が配分されるようになったこと、及び電子 CDS が導入されたことがある。
28. インドネシアは、CCSBT における SBT の配分量の全てを商業漁船向けに配分しており、総トン数30トン未満の船舶が分類される同国の沿岸零細漁船に対する配分はないことを確認した。インドネシアは、同国の商業漁船はそれぞれの配分量に応じて漁獲するものと考えているが、インドネシアは、同国の沿岸零細漁船による漁獲のために同国の総配分量を超過し続けることになると考えていることを確認した。インドネシアは、メンバーに対し、条約の第8条4項(c)、及びCCSBT 21において同国の沿岸零細漁船に対する配分を行うことができるよう要請したことをリマインドした。メンバーは、インドネシアに対し、同国の沿岸零細漁業における SBT 漁獲量をカバーするためのアローワンスを設定するべく商業漁業に対する配分量の削減を検討するよう要請した。
29. ニュージーランドは、CCSBT が2018年から SBT 帰属漁獲量を国別配分量から差し引く事に合意している点に留意した。インドネシアは、同国ではすべての SBT が水揚げされるので、同国の帰属漁獲量において投棄量を考慮する必要はないと述べた。
30. インドネシアは、オブザーバー関連の担当部署がより良く SBT 漁獲を対象とすることができるよう、同部署に対して SBT 許可船舶リストを提供

したので、SBT 船舶にかかるオブザーバーカバー率が改善することを期待していると述べた。

31. 南アフリカは、他の事項と合わせ、ケープタウンにおける入港管理センター（PECC）の設立、及び7隻の外国漁船の検挙及び処罰等、MCS 措置の維持及び強化を継続していると報告した。
32. 南アフリカは、同国の国内 SBT 漁業はオリンピック方式により操業されているが、同国が委員会に加盟して 150 トンの配分量を得れば個別割当方式に移行していく考えであると述べた。

## 2.2. 事務局からの報告

33. 事務局は、メンバー及び CNM による CCSBT 管理措置に関する遵守状況を総括した文書 CCSBT-CC/1510/04 を説明した。主な留意点は以下のとおりである。
  - 2013 年及び 2014 年漁期ともに、SBT の全世界総漁獲可能量（TAC）を超えて漁獲された。
  - オーストラリアの 2013/14 年漁期における漁獲量は、同国の有効な配分量 5,311.8 トン（5,193 トンプラス繰越分 118.8 トン）を 107.2 トン超過し、5,419 トンであった。このため、オーストラリアは、2014/15 年漁期の同国の配分量から 108 トンを自主的に削減した。
  - 欧州連合は、輸入に関する漁獲証明制度（CDS）文書をまったく提出していない。
  - インドネシアは、2014 年の同国の国別配分量を 313.32 トン超過して漁獲した。2010-2014 年の 5 年間に於いて、インドネシアのミナマグロ（SBT）報告漁獲量は 4,833.63 トンであり、同期間の総漁獲配分量（3,446 トン）を 1,387.63 トン（40.3%）超過した。さらに、2014 年の品質保証レビュー報告書は、インドネシアの SBT 管理システムが CCSBT の最低履行要件に合致していることを示す文書的な証拠は不十分であったと結論付けた。
  - 南アフリカは、2014 年の同国の配分量を 10.5 トン超過して漁獲した。2010-2014 年の 5 年間に於いて、南アフリカの SBT 報告漁獲量は 275.7 トンであり、同国の配分量を 75.71 トン（37.9%）超過した。
34. メンバーは、インドネシアが同国の沿岸零細漁船に対する配分量を確保することの重要性、及び南アフリカが個別割当方式に移行することの望ましさに関する議題 2.1 でのコメントを繰り返した。

## 2.3. CCSBT 管理措置の遵守状況の評価

### 2.3.1. メンバーの遵守状況

35. オーストラリアが 2013/14 年漁期の国別配分量を 107 トン超過して漁獲したこと、及びオーストラリアが CCSBT 是正措置政策を適用し、過剰漁獲

分を是正するために 2014/15 年の同国の TAC を自主的に削減することが留意された。

36. インドネシアによる継続的な過剰漁獲が再度留意された。

### 2.3.2. 協力的非加盟国の遵守状況

37. 南アフリカについて、継続的な過剰漁獲とともに、南アフリカが委員会に加盟した際に受領する配分量の増加分がこの問題を解決する可能性があることが留意された。
38. EU は、少量の輸入に関して事務局に CDS 文書が提出されていない問題に対処するよう努力すると述べた。しかしながら、文書の未提出及び提出の遅延といった報告に関する課題は、多くのメンバー及び CNM にも共通する問題である事も留意された。

### 2.3.3. 是正措置政策の適用

39. 全てのメンバー及び CNM が報告に関する何らかの問題を抱えており、これを解決すべく作業を行う必要があるという一般的な見解があった。
40. インドネシアの継続的な過剰漁獲と、将来的な過剰漁獲をいかにして防止するかについての重大な懸念があった。インドネシアによる遵守の達成の一助として是正措置政策が適用されるべきであることが合意された。インドネシアの QAR では、インドネシアが支援を必要としている制度及びプロセスの問題が特定され、またメンバーはインドネシアが同国特有の問題に対処することを支援するよう奨励された。インドネシアは、キャパシティ・ビルディングに関するインドネシアへの支援の奨励について感謝した。またインドネシアは、他メンバーによる漁獲クォータ配分モデルの提供を期待するとともに、インドネシアまぐろはえ縄漁業の実態を考慮した上でこのモデルを適用する可能性についてレビューすることを約束した。

## 議題項目 3. CCSBT 遵守計画の実施

### 3.1 2015 年に予定されている行動

#### 3.1.1. 遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書のテンプレート

41. 事務局は、CC 及び EC に対する年次報告書テンプレートの三つの分野における改定案（テンプレートへの二つの新しい別紙（A 及び B）の追加を含む）を提案した文書 CCSBT-CC/1510/05 について説明した。
42. 会合は、すべての改定案について合意した。

### 3.1.2. 電子的監視技術

43. 台湾は、2011年から電子モニタリングに関する調査を実施していると述べるとともに、漁獲数量及び種組成の判断における有効性が証明されていることを指摘した。
44. また、台湾は、台湾及びISSFの共同開催により、本年12月16-18日に、はえ縄漁業における電子モニタリングの現状及び将来の見通しについて議論するためのワークショップを台湾で開催すると告知した。台湾は、全ての会合参加者に対して、同ワークショップへの参加を呼びかけた。
45. オーストラリアは、西部及び東部はえ縄漁業の両方における同国の電子モニタリング活動に関する更新情報を提供した。30日以上操業する漁船である39隻に対してこれまで同技術が適用されており、そのほとんどは東岸の漁船である。システムから得られたデータは定期的にAFMAにアップロードされるが、映像はその限りではない。これはハードディスクドライブから収集されており、毎月、港において交換されている。その後、AFMAが記録を分析している。できれば記録を100%分析することが望ましいものの、漁業活動（全ての投縄及び揚縄）の10%を分析することが目標となっている。魚種の同定、体長の推定、生存状況等に用いることができるよう、船上には平均で4つのカメラが設置されている。
46. メンバーは、オーストラリアに対し、データの所有権に関する問題は発生しているかどうか、また誰がデータを所有しているのかについて質問した。オーストラリアは、電子モニタリングによって収集されたデータはAFMAが所有しており、これは商業上の機密ではないものと考えられると回答した。
47. また、メンバーは、データの保管及び分析に関して、オーストラリアがどのように膨大な映像を管理しているのか（例えば費用及び人的資源）について質問した。オーストラリアは、より長期間にわたってデータを保持する理由がない限り、データの破棄までに7ヶ月間データを保管しておく規定があると回答するとともに、分析は第三者の委託先が実施していると回答した。同国は、この技術が費用対効果の高いものであり、業界に対して節約をもたらしているものと考えている。
48. 米国は、メンバーに対し、GEF公海ABNJまぐろプロジェクトには電子モニタリングを含む二つのサブプロジェクトがあり、一つはガーナの巻き網、もう一つはフィジーのはえ縄に関するものであることをリマインドした。三つ目のサブプロジェクトもセーシェルで間もなく開始される可能性がある。これらのプロジェクトの結果はCCSBTにおいても有益なものと考えられる。
49. 議長は、電子モニタリング技術は漁業に限られたものではなく、警察のCCTV取締りも膨大なデータ収集及び分析の例として挙げられると指摘した。ヨーロッパでは、これらのデータの分析にかかる専用システムが開発されており、また対応行動の発動にかかるルールが定められているため、漁業セクターにおいてもデータ分析を支援するための専用システムが開発できる可能性がある。



50. 会合は、このような技術は科学オブザーバーにかかる補完的なツールとしては有益であるものの、電子的技術では代替できない、例えば生物学的サンプリングのような科学オブザーバーの一部の活動に鑑みれば、これを代替ツールと見なすことはできないと考えられる事に留意した。

### 3.1.3. 合意された漁獲モニタリングにかかる最低要件

51. 会合は、この議題項目に関する分野におけるメンバーの進捗状況については議題項目 2.1 で既に説明されており、さらなる説明や議論は必要ないことに合意した。

### 3.1.4. 二国間協定又は国際ネットワークを通じたモニタリングの強化

52. 事務局は、事務局と国際的な監視・管理及び取締り（IMCS）ネットワーク及び他の地域漁業管理機関（RFMO）との遵守に関する関係についての更新情報を提供した文書 CCSBT-CC/1510/06 を説明した。
53. 本文書では、コンプライアンス・マネージャーが、2016年3月にニュージーランドのオークランドで開催される予定の IMCS 第5回国際漁業取締りトレーニングワークショップ（第5回 GFETW）に参加予定であるとした。
54. また、2015年に二つの転載に関する了解覚書（MoU）の更改に合意し、事務局長がこれらに署名したことが留意された。

- 一つは、CCSBT と大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）との間の MoU である。
- もう一つは、CCSBT とインド洋まぐろ類委員会（IOTC）との間の MoU である。

これらの転載 MoU は 2015 年 7 月 1 日から発効しており、事務局文書において別紙として提供された。

55. メンバーは、これらの MoU に関して以下の事項に留意した。
- 適切な機会を捉えて、CCSBT-IOTC の MoU のパラグラフ 4 について、実際に洋上で SBT の転載を行った締約メンバー／主体であるかどうかに関わらず、CCSBT と IOTC 共通の加盟メンバー/主体すべてを列記することで明確化するように改正すべきである。
  - 台湾は IOTC の締約主体ではないので、IOTC との MoU のパラグラフ 4 には記載されていない。

## 3.2 2016 年に予定されている行動

### 3.2.1. CCSBT のデータ収集及び管理に関する制度／プロセスの精査に関する研究

56. 会合は、この作業は重要ではあるものの、EC はより優先度の高い課題に直面しており、本作業を 2017 年以降に先送りした方が良いと考えられる

ことに合意した。この提案に関する費用の見積りがないことが検討を困難にしているとの指摘があった。

57. 事務局が本研究に関する付託事項をドラフトし、粗々の費用見積を提示するよう提案された。

## 議題項目 4. CCSBT MCS 措置のレビュー及び改正

### 4.1. 転載

#### 4.1.1. 報告

58. 事務局は、文書 CCSBT-CC/1510/07 のセクション 3 について説明し、2014 年及び 2015 年上半期に事務局が受領した転載データについて報告した。事務局の報告では、2015 年 1 月 1 日以降に事務局が受領した港内転載についても総括した。

#### 4.1.2. 転載 MoU

59. 事務局は、WCPFC 条約水域における SBT を含む洋上転載に関する CCSBT と WCPFC との間の転載 MoU の締結の可能性を事務局が調査するという (CC 9 に対する) 日本からの要請について報告した。
60. 事務局は、WCPFC の転載措置 CMM 2009-06 を参照するとともに、CCSBT と WCPFC の転載措置の間に、以下のような運用上の大きな違いがあると指摘した。
- WCPFC は、転載オブザーバーの配乗及び契約に関する責任を有しておらず、これらのオブザーバーは、国別及び準地域的なメンバー及びオブザーバー計画に由来するものである
  - WCPFC は、単一の標準的転載申告書を使用していない
  - WCPFC の転載申告書について、船長が署名をしなければならないとする法的拘束力のある要件がない
  - オブザーバー報告書の提出に関するスケジュールに相違がある
61. 日本は、WCPFC との MoU を締結するオプションを追求する事を希望すると繰り返し述べた。日本は、CCSBT と WCPFC の転載措置の間には相当大きな違いがあることから、現行の CCSBT 転載決議に適用除外条項を追加することで MoU に合意できる可能性があるとして述べた。
62. メンバーの一つは、現在、WCPFC が転載措置の改正作業を進めていると述べた。
63. 会合は、CC 11 に対して提示する転載 MoU 案 (CCSBT の現行の洋上転載基準を全て維持したもの) の策定を試みることができるよう、事務局は (WCPFC の CMM 2009-06 の改正事項を考慮しながら) WCPFC とのやりとりを継続すべきであると合意した。

### 4.1.3. 転載に関する運用上の課題

64. 事務局は、前年に複数回発生した運用上の問題点を一つ提起した。その問題点とは、SBTが他のまぐろ類としてご報告されていると転載オブザーバーが確信している事例が、転載オブザーバーから複数回報告されたことである。しかしながら、オブザーバーから提供された写真では、その魚が実際にSBTであることを証明するには不十分であった。決定的な種同定を行うことができるよう、事務局は、メンバーから事務局に対し、後の遺伝子分析のためにオブザーバーに組織サンプルを収集する機器を持たせることの実現可能性／費用を調査するためにオブザーバーコンソーシアムに接触するよう要請することについて検討するよう勧告した。
65. メンバーの一部はこの勧告に合意しなかった。会合は、関連する運搬船から漁獲物が荷下ろしされる際に旗国がこれらを調査することができるよう、そうした出来事の後、オブザーバーが可能な限り速やかに旗国に対して懸念事項を報告すべきであると提案した。
66. メンバーの一つは、メンバーの国別報告書（年次報告書テンプレート）の事項 II(3)(a)iii について、十分に包括的な情報が報告されたのかどうかを質問した。事務局は、この事項に対応するためにより詳細な情報が提出されることを期待していると回答した。
67. メンバーは、（年次報告書テンプレートの）事項 II(3)(a)iii<sup>1</sup>について、特にオブザーバーが明らかな不調和を強調したような場合には、これをより詳細に報告するようコミットすべきであると合意した。

## 4.2. 漁獲証明制度 (CDS)

### 4.2.1. CDS の運用上の課題

68. 事務局は、CCSBTの漁獲証明制度（CDS）の運用上の課題について記述した文書 CCSBT-CC/1510/07 のセクション2を説明した。課題の多くは昨年報告されたものと同様であった。しかしながら、本年、事務局は、輸入国から事務局に対して文書の写しが提出されていないか、又は定められたスケジュールに従って輸入文書の写しが検知及び提出がされない問題を強調した。
69. 続いて、事務局は、現在のREEFの利用のされ方に関する様々な分析結果を提示した文書 CCSBT-CC/1510/08 を説明した。
70. 日本は、現行のCDSの取決めの下では日本はCTFの情報を得ることができないため、各REEFに対してただ一つのソース文書を用いることは、不可能ではないにしても、困難であると述べた。韓国は、REEF上でSBT

---

<sup>1</sup> 前漁期中にLSTLVから洋上で転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーからの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書

の二次加工品（例えばほほ肉やカマ）の輸入にどう対応するのかといった特別な状況について検討が必要であると述べた。

71. メンバーが各 REEF にただ一つの先行文書を添付できるようになるまでは、事務局が CDS 文書の過剰利用分析を実施することは不可能であることが確認された。

### **CDS に関する米国の協力**

72. 米国は、SBT の全ての輸入及び再輸出について CCSBT の CDS 文書の添付を求めていると述べた。さらに、CDS への効果的な協力の一助となるよう、米国は、2016 年から事務局に対して CDS 輸入データを提供する予定である。提供されるデータは、米国の機密性要件を遵守しながらも、米国への SBT 貿易に関するデータを照合するのに十分な解像度となる予定である。
73. 議長は、米国による CCSBT への協力と、CCSBT の CDS プログラムへの参加について感謝の意を表した。

#### **4.2.2. CDS 決議の改正**

74. 事務局は、CCSBT の漁獲証明制度（CDS）決議の改正案を提示した文書 CCSBT-CC/1510/09 を説明した。
75. メンバーは、CDS 改正案の全体的な方向性については合意したものの、いくつかの懸念も指摘した。また、メンバーは、CC 11 及び CCSBT 23 が確固たる意志決定を行うことができるよう、改正を詳細に検討するための休会期間中のプロセスが必要であると思料した。その時点で eCDS について検討することができると考えられる。メンバーから提起された懸念は以下のようなものである。
  - 別添 1 の記載要領がない
  - 例えばニュージーランドは市場の全ての段階において SBT にタグが保持されているべきと考えているように、いくつかの CDS の課題がカバーされていない
  - 日本は、同国の国内市場において決議の変更を実施するまでには最低でも 6 ヶ月が必要であり、古い様式も引き続き使用することができる移行期間も必要であると述べた
  - 文書の提出を四半期ごとではなく毎月ベースにすること、及び漁獲標識様式の提出のタイミングにかかる提案については、一部のメンバーには実施困難である
76. 日本は、CCSBT と ICCAT の畜養関連の CDS 文書を比較するとともに、現行の CDS 決議の改正案の提出予定を示唆した文書 CCSBT-CC/1510/Info 05 を説明した。この情報は、CDS の改正に関する休会期間中の議論の一環として検討され得ることが留意された。

77. 事務局は、ICCAT の e-BCD 及びその他の CDS システムについて、費用対効果が高い形で CCSBT の要件に合致するよう調整し得るかどうかを評価した文書 CCSBT-CC/1510/10 を紹介した。
78. 文書は、レビューしたシステムのいずれか、例えば ICCAT の eBCD をベースに活用したとしても、CCSBT の eCDS の開発費用は高額になるものと予想されると指摘した。また、統合データベースシステム及び電子的報告のメリットについて指摘するとともに、CCSBT が統合データベースシステムの採用も検討するよう提案した。同文書は、CCSBT がまず最初にスタンドアローンの eCDS システムと統合システムのどちらの導入を望むのかを決定する必要があること、システムにおける電子的報告のメリットを考慮すべきこと、最も適切と考えられる既存のソフトウェアシステムについてさらに調査する前にシステムの全体的なデザインを考えるべきであることを勧告した。このためには、CCSBT はまず CDS レビューと、データの統合及び効率性に関して提案されている研究（議題 3.2.1）を完了させる必要がある。
79. メンバーは、費用の見積無しに勧告に関して判断を下すことは困難であると表明したが、現行の紙ベースのシステムに比べて、電子システムが大幅な節約及び改善をもたらし得ることに留意した。
80. また、メンバーは、統合システムの開発にかかる複雑性、及びどのようにして各国のシステムと統合していくのかについて懸念を表明するとともに、スタンドアローンの eCDS の開発に集中するよう希望した。

#### 4.3. 許可船舶決議

81. 事務局は、CCSBT の許可船舶決議の改正案（CC 9 報告書の文言案及び事務局によるその他の修正案を含む）を提案した文書 CCSBT-CC/1510/11 を説明した。
82. 会合は、事務局文書における新パラグラフ 8 を除く全ての修正を採択するよう勧告した。勧告された決議改正案は別紙 4 のとおりである。

#### 4.4. VMS

83. この議題項目の下で議論された事項はなかった。

#### 4.5. 遵守にかかる全ての決議、決定及び勧告のレビュー

84. 事務局は、議題項目 4.3 の下で検討された許可船舶決議を除き、決議をレビューするための十分な時間を確保することができなかった。このため、この議題項目で議論された事項はなかった。

#### 4.6. IUU 船舶リスト案

85. SBT の IUU 漁業活動への関与が推測された船舶に関する情報は事務局に提出されなかった。

#### 4.7. 最低履行要件

86. 事務局は、最低履行要件（MPR）のうち許可措置（セクション 2.1、2.2 及び 2.3）、転載（セクション 3.3）及び年次報告（セクション 6.5）の改定案を示した文書 CCSBT-CC/1510/12 を説明した。
87. 会合は、いくつかの微修正を加えた上で、事務局文書において提案された MPR の修正勧告のすべてに合意した。改定 MPR は別紙 5 のとおりである。

#### 4.8. 品質保証レビュー

88. 事務局は、2015 年の QAR プログラムの背景情報、及び文書 CCSBT-CC/1510/15 に示した最終総括報告書からの勧告について説明した。
89. 会合は、報告書による 4 つの勧告に留意したが、すべてのメンバーに対する一巡目の QAR が完了するまでは、QAR の形式に大幅な変更は加えるべきではないことに合意した。さらに、QAR の目的は問題のある分野及び改善が必要な分野を特定することであって、メンバー間でスコアを比較することではないことから、スコアリング・マトリックスは今後使用しないことに合意した。

#### 4.9. 貿易データのレビュー

90. 事務局は、グローバル・トレード・アトラス（GTA）から得た貿易データ分析のアップデートに関する文書 CCSBT-CC/1510/16 を説明した。メンバーは、文書に示された以下の勧告の全てを承認した。
- 事務局が GTA データベースの購読を継続すること
  - CCSBT の CDS の運用に関して、CCSBT が中国及びシンガポールに対して引き続き協力を求めること
  - 非協力的非加盟国（NCNM）に SBT を輸出するメンバーは、貿易を行う NCNM が CDS に協力するよう奨励する上で主導的な役割を果たすこと
91. GTA の数字は、活魚を含む相当量の SBT が EU 加盟国内で貿易されたことを示唆しているが、事務局は、これはコードミスによるものと考えられるとの見解を示した。EU は、EU 加盟国間の貿易は公的な通関を伴わないので輸出入として見なされるべきではなく、またダブルカウントされているケースも考えられることから、GTA の数字については注意深く対応される必要があると述べた。EU による 2007–2012 年の期間のデータに関する全面的な調査の結果、GTA の数字はミスコードによるもので

あり、EU加盟国間で実際取引された SBT はなかったことが示唆された。EU は、2013 年及び 2014 年の数字についても対応するとともに、その結果を CC 11 に報告することに合意したが、結果は同じと考えられるとした。日本は、当該調査においては、ミスコードが発生した原因の特定を行うよう要請した。

92. 台湾は、台湾からマレーシアに SBT の活魚が輸出されたことを示している GTA の数字について税関と確認し、これがミスコードであったことを確認した。貿易された魚種は、SBT ではなくハタであった。

## **議題項目 5. 新規又は強化 MCS 措置 (MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続を含む) に関する議論**

### **5.1. 寄港国措置**

93. 日本は、港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議案にかかる文書 CCSBT-CC/1510/18 を説明した。
94. 会合は、決議案の作成に関して日本に感謝するとともに、微修正を加えた上で決議案に合意した。勧告された港内転載に関する最低基準は別紙 6 のとおりである。

### **5.2. SBT (特に一次加工されたもの) を同定するオブザーバー、証明者及び確認者を支援するための新規技術及び手法に関する研究開発**

95. この議題項目の下に検討された事項はなかった。

### **5.3. MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続**

96. 議長はこの議題項目について紹介し、メンバーに対して関連する情報及び成果を共有する機会を提供した。
97. ニュージーランドは、会合に対し、同国が 2016 年 3 月の IMCS 第 5 回グローバル漁業取締りトレーニングワークショップを共同開催することをリマインドした。
98. 台湾は、会合に対し、2015 年 12 月 16-18 日にかけて同国及び ISSF が電子モニタリングワークショップを共同開催することをリマインドした。

## **議題項目 6. 2016 年の作業計画**

99. 遵守委員会は、以下のとおり 2016 年の作業計画を策定した。これらの活動は、EC からの予算措置が条件となる。2016 年から新たに開始されるものを除き、毎年の定例的な作業は記載していない。

活動	時期	リソース
フィリピンに対して、同国の国別報告書に関するメンバーの質問及びコメントを送付するとともに、その回答をCCSBTメンバーに対して回章する	2015年10月	事務局
CCSBT 22による予算措置を条件に、韓国及びニュージーランドにおいてQARを実施するため、現行の評価事業者との契約を保持する	2015年11-12月	事務局
国際的な監視・管理及び取締りネットワークの第5回グローバル漁業取締りトレーニングワークショップに参加する	2016年3月	事務局
メンバー及びCNMの遵守委員会に対する国別報告書における輸入量と輸出量間の明白な不調和に関する調査を行う	CC 11 まで	事務局及びメンバー
WCPFCが同委員会の転載要件の改正作業中であることを踏まえつつ、CCSBTの現行の転載基準を維持した規定の形で、CC 11に対して提示する転載MoU案を策定することができるよう、WCPFCとのやりとりを継続する	CC 11 まで	事務局
CCSBTのデータ収集及び管理に関するシステム及びプロセスを精査するための研究に関する付託事項を起草するとともに、本研究の実施にかかる粗々の費用見積りを得る	CC 11 まで	事務局
2016年に、韓国及びニュージーランドはフェイズ1と2を合わせたQARに取り組む	CC 11 まで	韓国及びニュージーランド
CCSBTのCDS決議のレビューを完了させるため、休会期間中のワークショップを開催する	CC 11 まで	メンバー及び事務局
沿岸零細漁業、商業漁業、遊漁及び伝統漁業といった異なる漁業セクターに関する用語の使用について、メンバーが用いている定義を確認し、記録する	CC 11 まで	事務局及びメンバー
As part of the Corrective Actions Policy, provide assistance to Indonesia to help it comply with its allocation of the global SBT total allowable catch. 是正措置政策の一環として、全世界のSBT総漁獲量の配分量の遵守の一助となるよう、インドネシアに対する支援を行う	CC 11 まで	メンバー

## 議題項目 7. その他の事項

100. オーストラリアは、養殖及び畜養におけるマグロの成長率に関する情報をアップデートした文書 CCSBT-CC/1510/Info 02 を説明した。オーストラリアは、本文書の目的は、オーストラリアの畜養場に活け込まれた天然 SBT の重量が過少申告されているという日本の仮説を試験するため、基本的な経済的及び科学的原則及びベンチマークを使用することであると述べた。
101. オーストラリアは、同国の文書では、メキシコ、クロアチア及び日本の類似したマグロ畜養システムに関する国際的なベンチマークは多くの参考文献において総括されていると指摘した。オーストラリアの以前の文書に対する日本の回答に対して、オーストラリアから多くの異議が申し立てられた。



102. オーストラリアは、問題を前に進めるため、日本が反論しなかったデータに基づいて行ったさらなる分析を遵守委員会に提出したと述べた。これらの反論がなかったデータには、畜養場に活け込まれた SBT の数、増肉係数のベンチマーク 10:1、使用された飼料の総量、生け簀からの取り上げ数量、生け簀から取り上げた SBT の平均重量が含まれる。
103. オーストラリアの文書では、これら反論のなかったデータを用いて、畜養場への活け込み重量が過小申告されているという日本の仮説について試験を行った。まず最初に、その仮説が畜養場で使用された既知の飼料の量に見合っているかどうか。二つ目に、その仮説が畜養場から収穫された SBT の魚のコンディション・インデックスの必要水準に見合っているかどうか。
104. オーストラリアの分析では、日本の仮説は、オーストラリアで使用された飼料の量が実際の使用量よりも大幅に少ないことを暗示していると示唆した。また、オーストラリアの分析は、日本の仮説では、コンディション・インデックスが畜養場で通常達成される水準よりもはるかに低く、かつ多くの天然 SBT よりも低いと暗示していることが示された。オーストラリアの結論としては、反論がなかったデータを用いた場合でも、日本の仮説は妥当ではない。オーストラリアは、反論があったデータでもなかったデータでも、喜んで引き続き情報交換を行っていく考えであると述べた。
105. オーストラリアは、日本が同国の仮説を組む上で用いたデータをオーストラリアに提供することを引き続き拒否していることに再度留意した。日本は、CCSBT-ESC/1509/32 の分析には、事務局から回章されている CDS の取りまとめデータと、毎年データ交換を通じて提供されている SRP 標識データを用いていると述べた。
106. 日本は、オーストラリアの文書 (CCSBT-CC/1510/Info 02) では、CCSBT-CC/1510/32 の日本の分析及び標識付けによる SBT の成長への影響を含めて、多くの誤った引用がなされていると指摘した。また日本は、日本の文書におけるコンディション・インデックス (SBT の肥満度) について、オーストラリアが誤解していると主張した。日本が分析したコンディション・インデックスは天然及び畜養 SBT の両方に妥当なレンジに収まっており、オーストラリアが主張するそれと類似していると主張した。
107. さらに日本は、オーストラリアは公表済みの公式の数字であると述べているにも関わらず、2013 年の SBT 畜養に使用された餌料の報告量が昨年提出された文書と現在の文書とで異なっていると指摘した。このため日本は、オーストラリアに対して、餌料の量が実際に SBT の畜養だけに用いられたものであるのかどうかの確認を求めた。この明確化の求めに対して、オーストラリアからの回答はなかった。
108. 日本は、オーストラリアのプレゼンテーションには同意できないと述べた。日本は、すべてのデータに反論がなかったと主張するのは時期尚早

であると指摘した。すべてのデータは慎重に調査されなければならない。

109. 日本は、この問題に対応するための方法を提案した。すなわち、100尾サンプリングの時点で魚に標識を装着し、取り上げ時に再補するのである。これは、畜養 SBT の成長率を推定するにあたって、シンプルかつ実施可能な手法である。また日本は、2012 年の EC 会合におけるステレオビデオカメラ (SVC) に関するオーストラリアの声明にも関わらず、まだこれが導入されていないために議論が継続していることに対して懸念を表明した。SVC システムの問題については、来たる EC 会合において議論することが留意された。
110. またこの問題は、全てのメンバーによる CCSBT の枠組みの中で議論されることが留意された。
111. ニュージーランドは、同国の報告輸出量と漁獲量の数字の間の差違に関する質問に対して明確化した。同国は、ニュージーランドの輸出量の数字は加工済み重量を示しているのに対して報告水揚げ量は原魚重量であり、これが報告された数字の間の差違の大部分を説明するものであると述べた。

#### **議題項目 8. 拡大委員会への勧告**

112. 遵守委員会は、拡大委員会に対して以下の勧告を行った。
  - EU が EC のメンバーになるための申請を行っていることに留意しつつ、EU、フィリピン及び南アフリカの協力的非加盟国としての地位を継続すること
  - シンガポール及び米国について、将来の遵守委員会会合に出席するよう招待すること
  - 2015-17 年の遵守行動計画を着実に実施するよう留意すること
  - 遵守委員会の 2016 年の行動計画案を承認すること
  - 文書 CCSBT-CC/1510/05 に示された年次報告書テンプレートの改定案を承認すること
  - 許可船舶決議案 (別紙 4) を承認すること
  - 許可、転載及び報告に関する最低履行要件案 (別紙 5) を承認すること
  - 港内検査に関する最低基準決議案 (別紙 6) を承認すること
  - 非協力的非加盟国 (NCNM) に SBT を輸出するメンバーは、貿易を行う NCNM に対して CDS に協力するよう奨励する上で主導的な役割を果たすべきこと

## 議題項目 9. 　　まとめ

### **9.1. 報告書の採択**

113. 報告書が採択された。

### **9.2. 閉会**

114. 会合は、2015年10月10日午後2:57に閉会した。

## 別紙リスト

### 別紙

1. 参加者リスト
2. 議題
3. 文書リスト
4. みなみまぐる漁業許可船の CCSBT の記録に関する決議
5. 許可措置、転載及び報告に関する改定最低履行要件
6. 港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議

参加者リスト  
第10回遵守委員会会合

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email	
<b>COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR</b>								
Stan	CROTHERS	Mr		NEW ZEALAND			crothers@xtra.co.nz	
<b>EXTENDED COMMISSION CHAIR</b>								
Hyun-Wook	KWON	Ms	Director, Quarantine and Inspection Division	National Fishery Products Quality Management Service, Ministry of Oceans and Fisheries	337, Haeyang-ro, Yeongdo-gu, Busan, Korea	82 51 400 5710	6103kwon@naver.com	
<b>MEMBERS</b>								
<b>AUSTRALIA</b>								
Gordon	NEIL	Mr	Assistant Secretary	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858, Canberra ACT 2601, Australia	61 2 6272 5863	gordon.neil@agriculture.gov.au	
Erin	TOMKINSON	Ms	Assistant Director	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858, Canberra ACT 2601, Australia	61 2 6272 2438	erin.tomkinson@agriculture.gov.au	
Matthew	DANIEL	Mr	Southern Bluefin Tuna Fishery Manager	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 7051, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6225 5338	matthew.daniel@afma.gov.au	
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd (ASBTIA)	PO Box 416, Fullarton, SA 5063, Australia	+61 (0)419 8682 840 299	+61 8 8682 3749	austuna@bigpond.com

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
<b>FISHING ENTITY OF TAIWAN</b>							
Shiu-Ling	LIN	Ms. Deputy Director	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 2383 5855	886 2 8998 7395	shiuling@msl.f.gov.tw
I-Lu	LAI	Ms. Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 2383 5895	886 2 8998 7395	ilu@msl.f.gov.tw
Kuan-Ting	LEE	Mr. Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, NO.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 841 9606	886 7 831 3304	simon@tuna.org.tw

#### INDONESIA

Saut	TAMPUBOLON	Mr Deputy Director for Fisheries Resource in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	62 21 34530 08	s.tampubolon@yahoo.com and sdi.djpt@yahoo.com
Yayan	HERNURYADI N	Mr Assistant Deputy Directorate for Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	62 21 34530 08	boyan_nuryadin@yahoo.co.id or sdi.djpt@yahoo.com
Novia Tri	RAHMAWATI	Ms Senior Officer of Directorate for Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	62 21 34530 08	novia_dkp@yahoo.com
Dwi Agus Siswa	PUTRA	Mr Secretary General	Indonesia Tuna Long Line Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benoa, Denpasar – Bali, Indonesia	62 361 72739 9	62 361 72509 9	atli.bali@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
<b>JAPAN</b>								
Hisashi	ENDO	Mr	Chief Counselor	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907 Japan	81 3 3591 2045	81 3 3502 0571	hisashi_endo@nm.maff.go.jp
Ryo	OMORI	Mr	Assistant Director	International Affairs Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907 Japan	81 3 3502 8459	81 3 3502 0571	ryou_oomori@nm.maff.go.jp
Takeru	IIDA	Mr	Section Chief	Fisheries Management Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907 Japan	81 3 6744 2364	81 3 3591 5824	takeru_iida@nm.maff.go.jp
Nabi	TANAKA	Ms	Official	Ministry of Foreign Affairs	2-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8919 Japan	81 3 5501 8338	81 3 5501 8332	nabi.tanaka@mofa.go.jp
Shingi	KOTO	Mr.	Assistant Director	Agricultural and Marine Products Offices, Ministry of Economy, Trade and Industry	1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 Japan	81 3 3501 0532	81 3 3501 6006	koto-shingi@meti.go.jp
Tomoyuki	ITOH	Dr	Group Chief	National Research Institute of Far Seas Fisheries	5-7-1 Orido, Shimizu Shizuoka 424-8633 Japan	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@fra.affrc.go.jp
Kojiro	GEMBA	Mr	Chief	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2-Chome, Koto-Ku, Tokyo 135-0034 Japan	+81-3-5646-2382	+81-3-5646-2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Hiroaki	KATSUKURA	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Association	31-1, Eitai 2-Chome, Koto-Ku, Tokyo 135-0034 Japan	+81-3-5646-2382	+81-3-5646-2652	gyojyo@japantuna.or.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
<b>NEW ZEALAND</b>								
Arthur	HORE	Mr	Manager Highly Migratory Species	Ministry for Primary Industries	PO Box 19/747, Avondale, Auckland, 1746, New Zealand	64 9 820 7686	N/A	Arthur.Hore@mpi.govt.nz
Kevin	SULLIVAN	Dr	Team Manager Fisheries Stock Assessment	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington, New Zealand	64 4 819 4264	N/A	Kevin.Sullivan@mpi.govt.nz
Alex	JEBSON	Mr	Legal Adviser	Ministry of Foreign Affairs and Trade	Private Bag 18- 901 Wellington 6160 New Zealand	64 4 439 8547	N/A	alex.jebson@mfat.govt.nz
<b>REPUBLIC OF KOREA</b>								
Hongwon	KIM	Mr	Deputy Director	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Bldg. 5, #94, Dasom 2-Ro, Sejong City, Korea	82 44 200 5338	82 44 200 5349	hiro9900@korea.kr
Dojin	KWAK	Mr	Assistant Director	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Bldg. 5, #94, Dasom 2-Ro, Sejong City, Korea	82 44 200 5397	82 44 200 5349	aqua_flash@korea.kr
Jung-re	KIM	Ms	Advisor	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Bldg. 5, #94, Dasom 2-Ro, Sejong City, Korea	82 44 200 5398	82 44 200 5379	drew1126@naver.com rileykim1126@korea.kr
Doonam	KIM	Dr	Senior researcher	National Fisheries Research and Development Institute	210 Gijgang- Haeanro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 617- 705, Korea	82-51- 720- 2334	82-51- 720- 2337	doonam@korea.kr
SungIl	LEE	Dr	Researcher	National Fisheries Research and Development Institute	210 Gijgang- Haeanro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 617- 705, Korea	82-51- 720- 2325	82-51- 720- 2337	k.sungillee@gmail.com
Mikyung	LEE	Ms	Researcher	National Fisheries Research and Development Institute	210 Gijgang- Haeanro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 617- 705, Korea	82-51- 720- 2338	82-51- 720- 2337	cc.mklee@gmail.com



First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Seunghyun	KIM	Mr	Inspector	Fisheries Monitoring Center	638, Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan, Korea	82 51 410 1403	82 51 410 1409	whizksh@korea.kr
Bomi	KIM	Ms	Inspector	National Fishery Products Quality Management Service	337, Haeyang-ro, Yeoungdo-gu, Busan, Korea	82 51 400 5741	82 51 400 5745	spring0606@korea.kr
Chong-Sam	PAK	Mr	Director	Dongwon Fisheries Co., Ltd.	8, Teheran-ro 8-Gil, Gangnam-ku, Seoul, Korea	82 51 290 0180	82 51 206 2715	dwpjs@dwsusan.com
Ho-Jeong	JIN	Mr	Manager	Korea Overseas Fisheries Association	83 Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1613	82 2 589 1630	jackiejin@kosfa.org
Jun-Su	SONG	Mr	Assistant Manager	Sajo Industries Co., Ltd	107-39, Tongil-ro, Seodaemun-gu, Seoul, Korea	82 2 3277 1655	82 2 365 6079	jssong@sajo.co.kr
Changsoo	KIM	Mr	Assistant Manager	Dongwon Industries Co., Ltd	68, Mabang-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 4077	82 2 589 4074	chk2025@dongwon.com

#### COOPERATING NON-MEMBERS

##### SOUTH AFRICA

Mqondisi	NGADLELA	Mr	Director:	Department of Intergovernmental and International Relations	Private Bag X2, Roggebaai, 8012	021 402 3654	021 425 3626	MqondisiN@daff.gov.za
Saasa	PHEEHA	Mr	Director: Off-shore and High Seas Fisheries Management	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2, Roggebaai, 8012	021 402 3574		SaasaP@daff.gov.za
Nkosinathi	DANA	Adv	Director: Monitoring & Surveillance	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2, Roggebaai, 8012	021 402 3504		NkosinathiD@daff.gov.za

##### EUROPEAN UNION

Luis	MOLLEDO	Mr	Head of EU Delegation	European Union	Rue de la loi, 200. B-1049. Belgium			luis.molledo@ec.europa.eu
------	---------	----	-----------------------	----------------	-------------------------------------	--	--	---------------------------

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
<b>OBSERVERS</b>							
<b>THE UNITED STATES OF AMERICA</b>							
Melanie	KING	Ms.	International Policy Advisor	NOAA Fisheries	1315 East West Highway (F/IA), Silver Spring, MD 20910 USA	001 301 427 8366	melanie.king@noaa.gov
<b>SINGAPORE</b>							
Kihua	TEH	Mr	Senior Executive Manager (Fisheries & Port Management)	Agri-Food & Veterinary Authority	Singapore	65 6265 5052 65 6265 1683	TEH_Kihua@ava.gov.sg
<b>TRAFFIC</b>							
Hiromi	SHIRAISHI	Ms	Programme Officer	TRAFFIC	6th Fl. Nihonseimei Akabanebashi Bldg., 3-1-14, Shiba, Minato-ku, 105-0014 Tokyo, Japan	81 3 3769 1716 81 3 3769 1717	Hiromi.Shiraishi@traffic.org
<b>COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR ELECT</b>							
Frank	MEERE	Mr			AUSTRALIA		fmeere@aapt.net.au
<b>INTERPRETERS</b>							
Saemi	BABA	Ms					
Kumi	KOIKE	Ms					
Yoko	YAMAKAGE	Ms					
Sangwon	LEE	Ms					
Jiyon	JUNG	Ms					
<b>CCSBT SECRETARIAT</b>							
Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary				rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary				asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager				CMillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager				siball@ccsbt.org
Glen	HONG	Mr	Assistant				ghong@ccsbt.org

第 10 回遵守委員会会合  
2015 年 10 月 8－10 日  
韓国、麗水  
議題

1. 開会
  - 1.1. 歓迎の辞
  - 1.2. 議題の採択
  - 1.3. 会議運営上の説明
  
2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況
  - 2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの年次報告
  - 2.2. 事務局からの報告
  - 2.3. CCSBT 管理措置に関する遵守状況の評価
    - 2.3.1. メンバーの遵守状況
    - 2.3.2. 協力的非加盟国の遵守状況
    - 2.3.3. 是正措置政策の適用
  
3. CCSBT 遵守計画の実施
  - 3.1. 2015 年に予定されている行動
    - 3.1.1 遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書のテンプレートのアップデート
    - 3.1.2 電子的監視技術
    - 3.1.3 合意された漁獲量モニタリングにかかる最低要件
    - 3.1.4 二国間協定又は国際ネットワークを通じたモニタリングの強化
  - 3.2. 2016 年に予定されている行動
    - 3.2.1. CCSBT のデータ収集及び管理に関する制度／プロセスの精査に関する研究
  
4. CCSBT MCS 措置のレビュー及び改正
  - 4.1. 転載
    - 4.1.1 報告
    - 4.1.2 転載 MoU
    - 4.1.3 転載に関する運用上の課題
  - 4.2. 漁獲証明制度 (CDS)
    - 4.2.1. CDS の運用上の課題
    - 4.2.2. CDS 決議の改正
  - 4.3. 許可船舶決議

- 4.4. VMS
- 4.5. 遵守にかかる全ての決議、決定及び勧告のレビュー
- 4.6. IUU 船舶リスト案
- 4.7. 最低履行要件
- 4.8. 品質保証レビュー
- 4.9. 貿易データのレビュー
  
- 5. 新規又は強化 MCS 措置（MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続を含む）に関する議論
  - 5.1. 寄港国措置
  - 5.2. SBT（特に一次加工されたもの）を同定するオブザーバー、証明者及び確認者を支援するための新規技術及び手法に関する研究開発
  - 5.3. MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続
  
- 6. 2016 年の作業計画
  
- 7. その他の事項
  
- 8. 拡大委員会への勧告
  
- 9. まとめ
  - 9.1. 会合報告書の採択
  - 9.2. 閉会

文書リスト  
第 10 回遵守委員会会合

**(CCSBT-CC/1510/03)**

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. List of Documents
4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures (Rev.1)  
(CC agenda item 2.2)
5. (Secretariat) Proposed Revision to the Template for the Annual Report to Compliance Committee and Extended Commission (CC agenda item 3.1.1)
6. (Secretariat) Update on the Secretariat's Compliance Relationships with the IMCS Network and other RFMOs (CC agenda item 3.1.4 and 4.1.2)
7. (Secretariat) Operation of CCSBT MCS Measures (CC agenda items 4.1 and 4.2.1)
8. (Secretariat) Analysis of REEF Utilisation (CC agenda item 4.2.1)
9. (Secretariat) Draft Revision of the CCSBT's Catch Documentation Scheme (CDS) Resolution (CC agenda item 4.2.2)
10. (Secretariat) Evaluation of ICCAT's eBCD and other CDS systems to determine if they could be adapted to meet CCSBT's requirements in a cost effective manner (CC agenda item 4.2.2)
11. (Secretariat) Proposed Revisions to CCSBT MCS Measures (CC agenda item 4.5)
12. (Secretariat) Draft Revised Minimum Performance Requirements  
(CC agenda item 4.7)
13. (Secretariat) GTC's Final Report on the Quality Assurance Review – Indonesia 2014 (CC agenda item 4.8)
14. (Secretariat) GTC's Report on the Quality Assurance Review – Japan 2015  
(CC agenda item 4.8)
15. (Secretariat) GTC's Over-Archiving Report on the Quality Assurance Review  
(CC agenda item 4.8)
16. (Secretariat) Southern Bluefin Tuna Trade Data: Annual Analyses  
(CC agenda item 4.9)
17. (Indonesia) Compliance Plan of Indonesia and its Related Issues  
(CC agenda item 2.1)
18. (Japan) Resolution for a CCSBT Scheme for Minimum Standards for Inspection in Port (CC agenda item 5.1)

19. (Japan) A review of SBT Trade and Monitoring Research in Japanese Domestic Markets (CC agenda item 2.1)
20. (Secretariat) Interim Summary of GTC's Report on the Quality Assurance Review – Japan 2015 (CC agenda item 4.8)

**(CCSBT- CC/1510/BGD)**

1. (Secretariat) Draft CCSBT Compliance Plan and Compliance Policy Statements  
(Previously **CCSBT-SMEC/1108/05**) (CC agenda item 4.7)

**(CCSBT-CC/1510/ST Fisheries -)**

Australia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Indonesia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
Taiwan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Japan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Korea	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
New Zealand	Southern Bluefin Tuna Fisheries - New Zealand Country Report (Rev.1)
European Union	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
Philippines	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
South Africa	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)

**(CCSBT-CC/1510/Info)**

1. (Secretariat) Corrective actions policy (Compliance Policy Guideline 3)  
(CC agenda item 2.3.3)
2. (Australia) An updated Review of Tuna Growth Performance in Ranching and Tuna Farming Operations (CC agenda item 2.1)
3. (Australia) A Review of SBT Supplies in the Japanese Domestic Market  
(CC agenda item 4.9)
4. (Japan) Monitoring of Southern Bluefin Tuna trading in the Japanese domestic markets: 2015 update (CC agenda item 2.1)

5. (Japan) Comparison of CCSBT with ICCAT on the Catch Document Scheme (CDS) for Farming (CC agenda item 4.2)
6. (Japan) Update of estimation for the unaccounted catch mortality in Australian SBT farming in 2015 (*Previously CCSBT-ESC/1509/32 (Rev)*) (CC agenda item 2.1)

**(CCSBT-CC/1510/Rep)**

1. Report of the Twentieth Meeting of the Scientific Committee (September 2015)
2. Report of the Sixth Operating Model and Management Procedure Technical Meeting (August 2015)
3. Report of the Fourth Meeting of the Strategy and Fisheries Management Working Group (July 2015)
4. Report of the Eleventh Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (March 2015)
5. Report of the Effectiveness of Seabird Mitigation Measures Technical Group (November 2014)
6. Report of the Twenty-First Annual Meeting of the Commission (October 2014)
7. Report of the Ninth Meeting of the Compliance Committee (October 2014)
8. Report of the Nineteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2014)
9. Report of the Third Meeting of the Compliance Committee Working Group (April 2014)
10. Report of the Eighth Meeting of the Compliance Committee (October 2013)
11. Report of the Seventh Meeting of the Compliance Committee (October 2012)
12. Report of the Eighteenth Annual Meeting of the Commission (October 2011)
13. Report of the Sixth Meeting of the Compliance Committee (October 2011)
14. Report of the Special Meeting of the Commission (August 2011)

みなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録に関する決議  
(第22回委員会年次会合 (2015年10月15日) において改正)

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

“違法、無規制、無報告漁業 (IUU) 及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議”(以下“原決議文”と言う) が、2003 年の第 10 回年次会合で採択されたことに留意し、

CCSBT のこの原決議文では対象とならない非加盟国の 24 メートル未満の漁船によるみなみまぐろの漁獲が相当量あることにさらに留意し、

IUU 漁業活動を阻止するために早急に包括的な対策をとる必要性を考慮し、

拡大委員会が、2013 年に「みなみまぐろ (SBT) に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設定に関する決議」を採択したことを考慮し、

輸入国にとって生鮮まぐろ製品の効果的な検査体制の確立の技術的な困難性を認識し、

CCSBT 条約第 8 条 3 (b) に従い、次のとおり合意する。

1. 締約国、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。
  - a. 自国の登録下にあるすべての船舶がみなみまぐろの IUU 漁業活動を行わないよう確保する。
  - b. 関連の法律と合致したかたちで、IUU 漁獲を防止、抑止、根絶するためのあらゆる可能な行動をとる。
  - c. みなみまぐろに関する IUU 漁業の問題の進捗状況、及び定期的に必要とされるさらなる措置の採択を含めた、自国の IUU 措置の実施状況をレビューする。



2. 拡大委員会は、みなみまぐろを漁獲する許可を受けた漁船（以下“漁船”又は“FVs”という）の CCSBT の記録を設立し、保持する。この勧告の目的のために、この記録に記載されない漁船は、漁船の大きさに関わらず、みなみまぐろを漁獲し、船上に保持し、転載し、又は水揚げする許可を有していないものと見なされる。

3. 2017年1月1日より、メンバー及び協力的非加盟国は、SBTを漁獲することを許可された当該国の旗を掲げる全ての漁船（ただし木造船及びファイバークラス船を除く）であって、かつその大きさが総トン数／総登録トン数で100トン以上の漁船に対して、IMO ナンバーの発行を受けさせるよう確保するものとする。

4. 拡大委員会のメンバー（以下“メンバー”という）及び協力的非加盟国は、みなみまぐろの漁獲を許可された自国旗を掲げる漁船のリストを、可能な場合には電子的手段により、事務局長に提出しなければならない。このリストには、次の情報を含まなければならない。

- ロイド／IMO ナンバー（該当する場合）
- 船舶の名称、登録番号
- 以前の名称（該当する場合）
- 以前の船籍国（該当する場合）
- 他の登録からの抹消に関する過去の詳細（該当する場合）
- 国際無線信号符字（該当する場合）
- 船舶の形態、船体の長さ、登録総トン数（GRT）
- 所有者の氏名、住所
- 操業者の指名、住所
- 使用漁具
- 漁獲ないし転載が認められた許可期間

メンバー及び協力的非加盟国は、このパラグラフに基づき、船舶のリストを初めに提出する場合、どの船舶が新規に追加されたか、また、事務局長に提出されたリストに現在掲載されている船舶の代船を意味するかを示さなければならない。当初の CCSBT の記録は、このパラグラフに従い提出されたすべてのリストからなる。

5. メンバー及び協力的非加盟国は、当初の CCSBT 記録の設立の後には、当該記録への追加、削除、修正については、このような変更が生じた際に速やかに事

務局長に通知しなければならない。

6. 事務局長は、CCSBT の記録を保持し、メンバー及び協力的非加盟国が留意した機密性の要件と合致したかたちで、CCSBT のウェブサイトへの掲載を含めた電子的手段を通じて、記録の広報を行うためのあらゆる措置を講じなければならない。

7. 記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。

- a) 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。
- b) 自国の漁船が関連するすべての CCSBT の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
- c) CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び/又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
- d) 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
- e) CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
- f) 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。

8. メンバー及び協力的非加盟国は、懲罰的及び制裁的行動を含めパラグラフ 7 に従ってとられた自国内の行動及び措置を検討し、情報開示に関する国内法と合致したかたちで、遵守委員会の各会合に対して、検討の結果を報告する。遵守委員会はそのような検討の結果を考慮し、適切な場合には、CCSBT の記録に掲載されている漁船の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に、当該船舶による CCSBT の保存・管理措置の遵守を向上させるさらなる行動を行うよう要請する。

9. a) メンバー及び協力的非加盟国は、適用可能な国内法に基づき、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁獲、船上保持、転載及び水揚げを禁止するための措置を講じる。
- b) CCSBT の漁獲証明制度に関する CCSBT の保存管理措置の効果を次により確保する。
- i) 旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の記録に掲載されている漁船についてのみ、CDS 文書を確認しなければならない。
- ii) メンバー及び協力的非加盟国は、漁船によって漁獲されたみなみまぐろが、その管轄内で転載、国産品としての水揚げ、輸出、輸入又は再輸出される際、CCSBT の記録に掲載された船舶について確認された CDS 文書を伴うことを求めなければならない。
- iii) メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書の偽造又は誤記載が発生しないよう協力しなければならない。
10. メンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の記録に掲載されていない漁船がみなみまぐろの漁獲及び/又は転載に従事していると疑うに足る合理的な根拠がある場合は、事実関係を事務局長に通知しなければならない。
11. パラグラフ 9 で言及された船舶がメンバー及び協力的非加盟国の旗を掲げている場合、事務局長は、当該メンバー及び協力的非加盟国に対し当該船舶がみなみまぐろを漁獲することを防ぐために必要な措置を講ずるよう要請する。
12. 拡大委員会及び関係するメンバー及び協力的非加盟国は、相互に連絡し、FAO 及びその他関連する地域漁業管理機関とともに、他の海域における他のまぐろ資源に対する悪影響を避けるために、適宜同様の性格の記録の設定を含め、実行可能な場合には、適切な措置を策定し実施する上で最善の努力を尽くす。そのような悪影響とは、IUU 漁船のみなみまぐろ漁獲から他の漁業へのシフトから生ずる過剰漁獲の圧力も含まれる。
13. 拡大委員会がパラグラフ 9 に記された措置の実施を決定する前に、拡大委員会及びメンバーは、この決議について通知し協議を行うためすべての関連国と連絡をとり、この決議に適応するための十分な時間を与える。また、拡大委員会及びメンバーは、非締約国がメンバー又は協力的非加盟国となるよう引き続き奨励する。

14. 本決議によって、2014年10月16日の第21回年次会合において採択された、“違法、無規制、無報告漁業（IUU）及び24メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船のCCSBTの記録の設定に関する決議”は改正される。

## 許可畜養場記録に関する最低履行要件改定案

### 2.1 許可蓄養場記録（決議）

名称：許可蓄養場の記録の創設に関する決議

リンク：[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_AuthorisedFarms.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_AuthorisedFarms.pdf)

注：この決議の目的上、この記録に登録されていない SBT 蓄養場は、SBT の蓄養事業の許可を受けているものとはみなされない。

2.1 許可蓄養場記録	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、その管轄水域において SBT 蓄養事業の許可を受けている蓄養場のリストを事務局長に提出しなければならない。	1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセスを整備し、適用する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. SBT の蓄養事業を行う蓄養場に許可を与える</li> <li>b. 畜養場が許可を受けてから 15 日以内に、許可を受けた蓄養場に関する必要な全ての情報を事務局長に提供する</li> <li>c. あらゆる更新情報を直ちに事務局長に提出することとし、これは変更があった日から 15 日を超えてはならない</li> <li>d. SBT の畜養を許可された CCSBT 蓄養場記録に関するデータ提供様式を利用して、電子的な手段によって、許可に関する情報及びあらゆる更新情報を提出する</li> </ul>
ii. メンバーは、許可蓄養場に関する CCSBT の記録への追加、削除及び/又は修正について、かかる変更が生じた場合には、事務局長に通知しなければならない。	
iii. メンバーは、許可を受けた蓄養場が、関連する CCSBT の措置を遵守することを確保しなければならない。	1. 以下に掲げる事項を確保すべく、規則、運用制度及びプロセスを整備する。

## 2.1 許可蓄養場記録

義務	最低履行要件
<p>iv. メンバーは、許可蓄養場に関する CCSBT の記録に登録されていない蓄養場からの及び同蓄養場への SBT の国産品の水揚げ、輸出、輸入及び/又は再輸出を許可してはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 全ての許可畜養業者に対して、CCSBT の措置に関連する自らの義務を認識させる</li> <li>b. 許可を受けた畜養場及び関連するあらゆる更新情報を事務局長に通報する前に、SBT の活け込み、収穫又は移送が実施されないようにする</li> </ul> <p>2. 以下に掲げる事項を確保すべく、規則を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 許可を受けた畜養場が関連する CCSBT の措置を遵守する</li> <li>b. 許可畜養場記録に登録がない畜養場への SBT の水揚げ又は同畜養場からの輸出（再輸出）を行わない（国内産、輸出、輸入又は再輸出を問わない）</li> </ul> <p>3. 以下に掲げる事項を実施すべく、運用制度及びプロセスを適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 畜養場による規則の遵守状況を監視する</li> <li>b. 非遵守が確認された場合、必要に応じて畜養場／畜養業者に対して制裁及び/又は改善措置を課す</li> </ul>
<p>v. CDS の有効性を確保すべく、以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● メンバーは、蓄養施設が CCSBT 許可蓄養場記録に登録されている場合に限り CDS 文書を確認しなければならない</li> <li>● 蓄養を行うメンバーは、蓄養 SBT に関して、国内販売の最初の地点まで、当該蓄養施設が CCSBT 許可蓄養場記録に登録されている場合に限って確認された CDS 文書が添付されるよう命じなければならない</li> <li>● メンバーは、蓄養 SBT の輸入について、当該蓄養施設</li> </ul>	<p>セクション 3.1 D（CDS 確認（validation））参照</p>

## 2.1 許可蓄養場記録

義務	最低履行要件
が CCSBT 許可蓄養場記録に登録されている場合に限って確認された CDS 文書が添付されるよう命じなければならない	

## 2.2 許可船舶記録

名称：2008年CCSBT15において採択された「違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び24メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船のCCSBTの記録の設定に関する決議」の修正決議

リンク：

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution%20on%20modified%20authorised%20vessel%20list.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution%20on%20modified%20authorised%20vessel%20list.pdf)

注：この決議の目的上、この記録に登録されていない漁船は、SBTの漁獲、船内保持、転載及び水揚げの許可を受けているものとはみなされない。

2.2 許可船舶記録	
義務	最低履行要件
<p>i. メンバーは、以下の事項を実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2017年1月1日より、メンバー及び協力的非加盟国は、SBTを漁獲することを許可された当該国の旗を掲げる全ての漁船（ただし木造船及びファイバーグラス船を除く）であって、かつその大きさが総トン数／総登録トン数で100トン以上の漁船に対して、IMOナンバーの発行を受けさせるよう確保するものとする。</li> <li>● 自国の登録下にある全ての船舶がみなみまぐろのIUU漁業活動を行わないよう確保する</li> <li>● 関連の法律と合致した形で、IUU漁獲を防止、抑止、根絶するためのあらゆる可能な行動をとる</li> <li>● みなみまぐろに関するIUU漁業の問題の進捗状況、及び定期的に必要とされる追加的措置の採択を含めた自国のIUU措置の実施状況をレビューする</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 以下に掲げる事項を実施するべく、規則を整備する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 全ての許可船に対して、国別の固有の船舶識別子又は固有の登録番号を取得させる</li> <li>b. 全ての許可船舶（ただし木造船及びファイバーグラス船を除く）のうち、少なくとも総トン数／総登録トン数が100トン以上のものに対して、2017年1月からIMOナンバーの発行を受けさせる</li> </ol> </li> <li>2. あらゆる漁船によるSBTを対象としたIUU漁業を検知、防止及び抑止するべく、運用システム及びプロセスを整備し、適用する。</li> <li>3. 入手したIUU漁業に関する全ての証拠を年に1回レビューし、IUU漁業を発見及び抑止するためのメンバーの措置の有効性を評価する。</li> </ol>
<p>ii. メンバーは、SBTの漁獲を許可された自国の旗を掲げる漁船のリストを、事務局長に提出しなければならない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセスを整備する。</li> </ol>



## 2.2 許可船舶記録

義務	最低履行要件
<p>iii. メンバーは、CCSBT の記録におけるいかなる追加、削除及び/又は修正についても、このような変更が生じた際に速やかに事務局長に通知しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. メンバーの旗を掲げる個々の漁船に対して、SBT 漁業の許可を与える</li> <li>b. 漁船に許可を与えた日から 15 日以内に、当該許可を受けた漁船についての必要な情報を提供する</li> <li>c. 変更が生じた場合には、変更があった日から 15 日以内に全ての更新情報を事務局長に提出する</li> <li>d. 全ての許可情報及び更新情報が、電子的かつ、CCSBT 許可漁船に関するデータ提供様式を利用して、事務局長に提出されることを確保する</li> </ul>
<p>iv. 記録に登録されている船舶の旗国であるメンバーは、以下について行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存管理措置に基づく要件及び責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船に SBT を漁獲する許可を与える</li> <li>● 自国の漁船が関連するすべての CCSBT 保存管理措置を遵守することを確保するための措置を講じる</li> <li>● CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び/又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる</li> <li>● 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する</li> <li>● CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船による SBT</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 許可を受けた漁船が関連する CCSBT 措置を遵守することを確保する。これには、以下に掲げる事項について要求することが含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. いかなる時においても、メンバーの旗を合法的に掲げ、かつ当該漁船の詳細が許可船舶記録において適正に登録されている漁船に限り、SBT の漁獲、船上保持、転載又は水揚げが許可されること</li> <li>b. 漁船の船主又は漁業許可受給者は、メンバーの管轄下の市民又は法人であること、並びに取締り活動及び制裁の適用の対象となること</li> </ul> </li> <li>2. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセスを整備する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 全ての船長に対して、CCSBT の措置に関連する自らの義務を認識させるよう確保する</li> <li>b. SBT を対象とした漁業及び/又は転載を行っている疑いが</li> </ul> </li> </ul>

## 2.2 許可船舶記録

義務	最低履行要件
<p>の漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBTの記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる</li> </ul>	<p>あり、かつ、許可船舶登録に登録されていない全ての漁船について、メンバーによる調査の後、可能な限り速やかに、当該漁船に関する情報を事務局長に提出する。かかる情報には、船舶の名称、船舶の旗国、船舶の位置（可能な場合）、操業者の名称、船舶識別番号又は信号符字、並びにその他船舶及び操業者を発見及び特定に役立ち得る情報が含まれる</p>
<p>v. メンバーは、CCSBTの記録に掲載されていない漁船によるSBTの漁獲、船上保持、転載及び水揚げを禁止しなければならない。</p>	<p>3. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>漁船の規則遵守のモニタリング</li> <li>必要に応じた制裁又は改善措置の執行</li> </ol>
<p>vi. CDSの有効性を確保するべく、以下について実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旗国であるメンバーは、CCSBTの記録に掲載されている漁船についてのみ、CDS文書を確認しなければならない</li> <li>メンバーは、漁船によって漁獲されたSBTが、その管轄内で転載、国産品としての水揚げ、輸出、輸入又は再輸出される際、CCSBTの記録に掲載された船舶について確認されたCDS文書の添付を求めなければならない</li> <li>メンバーは、CDS文書が偽造されないこと、又は虚偽記載が行われないことを確保するべく協力しなければならない</li> </ul>	<p>セクション 3.1 D (CDS 確認 (validation) ) 参照</p>
<p>vii. メンバーは、CCSBTの記録に登録されていない漁船が、SBT漁業及び/又はその転載に従事していると疑うに足る合理的な根拠がある場合は、それを示す全ての事実関係を事務</p>	<p>1.</p>

## 2.2 許可船舶記録

義務	最低履行要件
局長に通報しなければならない。	
viii. 拡大委員会及び関係するメンバーは、相互に連絡し、FAO 及びその他関連する地域漁業管理機関とともに、適切な措置を策定し実施するべく最善の努力を尽くす。この場合において、実行可能であれば、他の海域における他のまぐろ資源に対する悪影響を避けるべく適宜同様の性格の記録を創設する。そのような悪影響とは、IUU 漁船の SBT 漁獲から他の漁業へのシフトから生ずる過剰漁獲の圧力も含まれる。	2.

### 2.3 許可運搬船記録（転載決議の一部）

**名称：**洋上又は港内において SBT を含む転載を受けとることを認められた船舶の記録（「大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議」のセクション2 より）

**リンク：** [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Transhipment%20resolution.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Transhipment%20resolution.pdf)

**注：**転載決議の他の規定に関する義務については、セクション 3.3（転載監視計画）のとおり。この決議の目的上、この記録に登録されていない運搬船は、洋上又は港内転載による SBT の受け取りの許可を受けているものとはみなされない。

2.3 許可運搬船記録	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、CCSBT 事務局長に対し、洋上または港内において自国の LSTLV から SBT を含む転載物を受け取ることを認められた運搬船のリストを提出しなければならない。	1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセスを整備する。 <ul style="list-style-type: none"><li>a. 自国の許可漁船（LSTLV）から洋上及び／又は港内において転載物を受け取る各運搬船に許可を与える</li><li>b. 許可運搬船が、洋上転載において以下に掲げる義務を遂行することを確保する（転載監視履行義務 3.3 を参照）<ul style="list-style-type: none"><li>i. オブザーバーに対して、乗船を許可し、宿泊設備を提供する</li><li>ii. オブザーバーの職務を遂行するために彼らと協力する</li><li>iii. オブザーバーに対して、決して干渉したり、影響を与えたりしない</li></ul></li></ul>

<p>ii. 各メンバーは、最初の CCSBT 運搬船記録が作成された後、CCSBT 運搬船記録への追加、削除及び/又は修正が生じた時は、事務局長に対し、速やかに通知しなければならない。</p>	<p>c. 許可運搬船に関して、許可を受けた日から 15 日以内に、かつ、実際に転載を実施する前に、必要な情報を事務局長に提出する</p> <p>d. 全ての更新情報を、直ちに、当該変更が生じた日から 15 日以内に、かつ、実際に転載を実施する前に事務局長に提出する</p> <p>e. 全ての許可及び更新情報について、CCSBT 許可運搬船記録に関するデータ提供様式を利用して、電子的な手段で事務局長に提供する</p>
<p>iii. 洋上及び港内転載を認められた運搬船は、漁船監視システム (VMS) の搭載と稼働が要求されなければならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる場合においてのみ運搬船に洋上転載の許可を与えることを確保するための運用制度及びプロセスを整備する。</p> <p>a) 当該運搬船について、運用可能な VMS が既に搭載されているか、又は許可前及び SBT の転載前に運用可能な VMS が搭載されること。</p> <p>b) VMS の送信頻度が、転載作業を示すのに十分なものであること。</p> <p>c) VMS が想定される環境下で有効に機能すること。</p>

## 転載監視計画に関する最低履行要件改定案

### 3.3 転載監視計画（決議）

名称: 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議

リンク: [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Transhipment%20resolution.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Transhipment%20resolution.pdf)

注:

- CCSBT、IOTC 及び ICCAT 間の転載監視計画の相互運用を可能とするため、この措置の目的上、IOTC/ICCAT 事務局、オブザーバー、転載申告及び登録番号は、SBT の存在が各段階（当初のオブザーバー配乗要求から転載申告まで）で報告されることを条件として、それぞれ CCSBT に相当するものとして取り扱うことができる。
- この決議のセクション 2 は、洋上又は港内にて、冷凍能力を備えるまぐろはえ縄漁船（LSTLV）から SBT の受け取りを許可された許可運搬船（運搬船とは、LSTLV から転載される SBT を受け取る全ての船舶であって、コンテナ船を除くものをいう。）記録の創設及び管理に関連する。かかる義務は、他の CCSBT 許可措置と併記できるよう、この別添のセクション 2.3 において規定している。

3.3 転載監視計画	
A. 義務（洋上転載）	最低履行要件
i. メンバーの主権の及ぶ水域における LSTLVs による転載は、関係沿岸国/漁業主体の事前許可が条件となる。沿岸国又は漁業主体の事前許可の原本又は写しが LSTLV 上に保持され、及び CCSBT オブザーバーが要請した際に利用可能な状態にしておかなければならない。	<p><b>他に特段の規定がない限り、許可漁船（LSTLV）の旗国は、セクション 3.3 において規定する最低履行要件を満たす責任を有する。</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 以下に掲げる事項を実施することを確保するための運用制度及びプロセスを整備する。<ol style="list-style-type: none"><li>a. LSTLV に関して、沿岸国の漁業当局（適当な場合）及び/又は漁業国の当局による許可に関する文書（LSTLV の船長又は船主から提供された転載の詳細を含む）が転載実施前に利用可能であること。</li><li>b. 転載される SBT を受け取る全ての運搬船は、オブザーバーの立ち入りを認め、宿泊施設を提供し、そしてオブザーバーの職務の履行に関連する協力を行う義務を遂行す</li></ol></li></ol>

### 3.3 転載監視計画

#### A. 義務（洋上転載）

#### 最低履行要件

る（運搬船の許可に関する最低履行要件のセクション 2.3 を参照）

2. 以下に掲げる事項を実施することを確保するための規則を整備する。
  - a. 全ての SBT 転載について事前許可を受けていること
  - b. 漁船が、SBT が漁獲、船上保持、転載及び水揚げされた日に CCSBT 許可漁船として有効に登録されていること
  - c. すべての転載が行われる日に運搬船が CCSBT 許可運搬船として有効に登録されていること
  - d. 指名された CCSBT オブザーバーが運搬船に乗船すること
  - e. オブザーバーが不在のまま SBT の転載が実施されないこと（「不可抗力」の場合であることが事務局長に通知された場合を除く）
  - f. 転載申告書は、[転載決議](#) パラグラフ 15 及び 18 に基づき、LSTLV 及び運搬船によって記入、署名及び送付されること。具体的には、
    - i) LSTLV は、転載後 15 日以内に、当該船舶の CCSBT 登録番号及び完全な CCSBT 転載申告書を旗国/漁業主体に送付しなければならない
3. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。
  - a. 転載許可を発給する
  - b. 転載が行われた日付及び場所を確認する

### 3.3 転載監視計画

A. 義務（洋上転載）	最低履行要件
	<ul style="list-style-type: none"><li>c. オブザーバーの運搬船への配乗を要求する</li><li>d. 全ての「不可抗力」の事例（オブザーバーが乗船せずに転載が行われる場合）について、事態の発生から 15 日以内に事務局長に通報する</li><li>e. オブザーバーが、転載前に LSTLV に乗船できること（安全に実行可能な場合に限る）、並びに転載決議付属書 2 第 6 パラグラフ（a）の遵守状況を監視するために必要な者への接触及び必要な場所への立ち入りができることを確保する</li><li>f. オブザーバーが、不正確な文書に関するあらゆる懸念、又は自身の義務を履行する上で受けた妨害、介入若しくは圧力について、報告ができるようにする</li><li>g. 管理措置の遵守状況を監視する</li><li>h. 発見されたあらゆる非遵守に関して、制裁又は是正行動計画を科す</li></ul>
<p>ii. メンバーは、自国に置籍する LSTLV が以下の条件に従うことを確保するため、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>a. LSTLV は、船籍がおかれる国又は漁業主体の事前許可を得ないかぎり、洋上における転載は認められない。事前許可の原本又は写しが LSTLV 上に保持され、及び CCSBT オブザーバーが要請した際に利用可能な状態にしておかなければならない。</p>	



### 3.3 転載監視計画

A. 義務（洋上転載）	最低履行要件
<p>事前許可を受けるにあたり、LSTLV の船長及び/又は船主は、その旗国又は漁業主体に対し、遅くとも予定している転載の 24 時間前に以下の情報を通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 転載を行う LSTLV 及び受け取る運搬船について、その船名及び CCSBT 登録番号</li><li>● 転載される製品</li><li>● 転載される製品のトン数</li><li>● 転載の日時及び位置</li><li>● SBT 漁獲の地理的位置</li></ul> <p>b. 当該 LSTLV は、旗国である国/漁業主体、及び適切な場合は沿岸国又は漁業主体に対し、転載後 15 日以内に、CCSBT 転載申告書<sup>1</sup>を作成し、送付しなければならない。</p>	
<p>iii. 転載物を受け取る運搬船船長は、以下に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <p>a. CCSBT 事務局及び当該 LSTLV の旗国であるメンバー又は CNM に対し、転載終了後 24 時間以内に、当該船舶の CCSBT 登録番号とともに、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない。</p> <p>b. 水揚げが行われる国/漁業主体の所管官庁に対し、水揚げの 48 時間前までに、当該船舶の CCSBT 登録番号とともに、CCSBT 転載申告書を送付しなければならない。</p>	

<sup>1</sup> 転載決議の付属書 1 において記載されているとおり。

3.3 転載監視計画	
A. 義務（洋上転載）	最低履行要件
iv. メンバーは、CCSBT 地域オブザーバー計画に従い、洋上で転載する全ての運搬船に CCSBT オブザーバーを乗船させることを確実にしなければならない <sup>2</sup>	
v. 船舶は、事務局長に適切に通知された「不可抗力」の場合を除き、CCSBT 地域オブザーバーをとまなわない、洋上における転載の開始又は継続は、禁じられなければならない。	

<sup>2</sup> CCSBT 地域オブザーバー計画は、転載決議の付属書 2 において規定されている。かかる規定は、運搬船及び LSTLV 双方の旗国/漁業主体のオブザーバーに対する義務を含んでいるが、ここには記載していない。CCSBT オブザーバーを運搬船に乗船させるため、メンバーは、SBT が転載される旨のオブザーバー配乗要求書を、当該転載前に事務局に提出しなければならない。

3.3 転載監視計画	
B. 義務（港内転載）	最低履行要件
vi. 効果的な港内転載検査のため、漁船の旗国は、その漁船がみなまぐろの転載を行う外国の港を指定し、その他の外国の港における転載を禁止するとともに、指定された寄港国との間で、効果的なモニタリングに必要な関連情報を共有するために連絡をとらなければならない。	1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。 a. SBTの転載の実施が許可された外国の指定港のリストを、毎年、遵守委員会会合の前までに、事務局長に提出する。
vii. メンバーは、港内転載において以下の条件が遵守されるよう確保するため、必要な措置を講じなければならない。 a. LSTLVの船長は、転載開始の少なくとも48時間前までに、又は港までの時間が48時間以内である場合には漁業操業終了後直ちに、寄港国の当局に対して以下の情報を通知しなければならない。後者の場合、寄港国が情報を分析するために十分な時間がなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● LSTLVの船名及びCCSBT許可船記録における番号</li> <li>● 運搬船のCCSBT記録における番号</li> <li>● 転載される製品</li> <li>● 転載される製品別のトン数</li> <li>● 転載の日時及び位置</li> <li>● SBT漁業の主要な漁場</li> </ul>	1. 以下に掲げる事項を確保するための規則を整備する。 a. 寄港国の当局は、LSTLVの船長から、予定されているすべての港内転載の遅くとも48時間前まで（又は創業の直後）に通知を受けること b. SBTが漁獲、船上保持、転載及び/又は陸揚げされる日に、LSTLVがCCSBT許可漁船として有効に登録されていること c. SBTの転載/移送が行われる日に、運搬船がCCSBT許可運搬船として有効に登録されていること d. 転載申告書は、 <a href="#">転載決議</a> パラグラフ25及び28に基づき、LSTLV及び運搬船によって記入、署名及び送付されること。 i) LSTLVは、転載後15日以内に、又はSBTが運搬船に移される前に一時的に固定冷凍庫に移送される場合にあつてはSBTが固定冷凍施設に移送された日から15日以内に、完全なCCSBT転載報告書及び当該船舶のCCSBT登録番号を旗国/漁業主体に送付しなければなら
viii. 当該LSTLVの船長は、旗国又は漁業主体に対し、転載後15日以内に、CCSBT許可船舶リストにおける番号とともに、 <b>付属書I</b> に定められた様式に従い、CCSBT転載申告書を作成し、送付しなければならない <sup>3</sup> 。	

<sup>3</sup> SBTが運搬船に移される前に一時的に固定冷凍庫に移送される場合、LSTLVは、SBTが固定冷凍施設に移送された日から15日以内に、転載申告書を作成し、その旗国又は漁業主体に対して、また可能な場合は沿岸国又は漁業主体に対して、これを送付しなければならない。このような場合は、運搬船の代理人は、運搬船の船長に代わって転載申告書に署名しなければならない。

### 3.3 転載監視計画

B. 義務（港内転載）	最低履行要件
<p>ix. 港内転載に関して、転載物を受け取る運搬船船長は、以下に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a. 寄港国の当局に対し、運搬船に転載予定の SBT の数量について、転載開始の 24 時間前より以前に情報提供しなければならない。</li><li>b. 転載終了から 24 時間以内に CCSBT 転載申告書を作成し、寄港国の当局、LSTLV の旗国であるメンバー/CNM、及び CCSBT 事務局に送付しなければならない。当該転載申告書の写しは、運搬船上に保持されなければならない。</li><li>c. SBT を含む転載物の受けとり後に転載港を離れた後、その転載された SBT の陸揚げの少なくとも 48 時間前までに、パラグラフ 27 にいう CCSBT 転載報告書の写しを作成し、陸揚げが行われる予定の陸揚げ国又は漁業主体の所管当局に送付しなければならない。</li></ul>	<p>ない。</p> <p>2. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a. 転載が行われた日付及び位置を確認する</li><li>b. 管理措置の遵守状況を監視する</li><li>c. 発見されたあらゆる非遵守に関して、制裁又は是正行動計画を科す</li></ul>
<p>x. 寄港国及び陸揚げ国は、受領した情報の正確性を確認するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。また、報告された漁獲量、転載量及び陸揚げ量が報告された各船舶の漁獲量と一致することを確保するため、LSTLV の旗国であるメンバー又は CNM の作業に協力しなければならない。この確認作業は、船舶に対する干渉及び不自由を最小化するとともに、魚の品質低下を避けるように行われなければならない</p>	

### 3.3 転載監視計画

#### C. 義務（一般条項）

#### 最低履行要件

xi. 洋上及び港内転載を行う LSTLVs は、CCSBT の漁船監視システムの開発と導入に関する決議（2006 年）のパラグラフ 3、及び全ての将来の修正を含む今後の全ての決議に従って、VMS の搭載と稼働が要求されなければならない。

1. 以下に掲げる場合にのみ LSTLV が転載を行うことが許可されるよう確保するための運用制度及びプロセス及び規則を整備する。
  - a) SBT に関する許可/転載がなされる前に、LSTLV が稼働状態の VMS を既に搭載しているか、又は LSTLV が稼働状態の VMS を搭載する作業を行っている
  - b) VMS は、転載作業を特定できる頻度で送信されている
  - c) VMS が、期待された稼働状態で有効に機能する

xii. 漁獲証明制度 (CDS) に関する CCSBT の保存管理措置の有効性を次により確保する。

- a. CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書の確認に際し、LSTLVs の旗国であるメンバー及び CNM は、転載が各 LSTLV の報告した漁獲数量と一致することを確保しなければならない。
- b. LSTLVs の旗国であるメンバー及び CNM は、本決議に則り転載が行われたことを確認した後、転載された魚について CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書を確認しなければならない。洋上転載の場合、この確認は、CCSBT 地域オブザーバー計画を通じて得られた情報に基づくものでなければならない。
- c. メンバー及び CNM は、LSTLVs の漁獲した SBT がメンバー又は CNM の領域内に輸入される際には、CCSBT 許可船舶リストにある漁船に対して確認された必要な

1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。
  - a. LSTLV から報告された漁獲量、CDS 文書、転載申告書及び転載されたものとして計上された魚の量の間の不調和を特定し、これを解決する
  - b. 洋上で転載されるすべての魚の 100%監視
2. 洋上で転載され、国産品として水揚げされた SBT に関する CDS 文書の水揚げ時に確認することができるよう、運用制度及びプロセスを整備する。

3.3 転載監視計画	
C. 義務（一般条項）	最低履行要件
CCSBT CDS 文書及び CCSBT 転載申告書の写しの添付を求めなければならない。	
xiii. 甲板における加工の有無を問わず、転載され、メンバー及び CNM により水揚げ又は輸入されるすべての SBT は、最初の販売がなされるまで、CCSBT 転載申告書をとみなわなければならない。	1. 以下の事項を確保するための規則、制度及びプロセスを整備する。 a. 最初の販売の時点まで、すべての転載された製品に署名済みの転載申告書が伴われる
xiv. 本計画の実施にともなう費用は、転載活動への従事を望む LSTLVs の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国によって拠出されなければならない。	

## 6.5 遵守委員会への年次報告（一連の決定/決議/勧告）

名称: 遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート<sup>4</sup>

リンク: 以下にこの措置に含まれる関連する義務の根拠を示す。

- i. 遵守委員会付託事項の手續規則 10  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/basic\\_documents/jp\\_terms\\_of\\_reference\\_for\\_subsidary\\_bodies.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/basic_documents/jp_terms_of_reference_for_subsidary_bodies.pdf)
- ii. CC7 報告書パラグラフ 26（及び別紙 5）  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/templates/jp\\_Annual\\_CC-EC\\_Reporting\\_Template.doc](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/templates/jp_Annual_CC-EC_Reporting_Template.doc)
- iii. CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議 パラグラフ 3 (a)  
[http://www.ccsbt.org/docs/pdf/about\\_the\\_commission/Resolution\\_VMS.pdf](http://www.ccsbt.org/docs/pdf/about_the_commission/Resolution_VMS.pdf)
- iv. 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議 パラグラフ 31  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Transhipment%20resolution.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Transhipment%20resolution.pdf)
- v. みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告 パラグラフ 4  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Recommendation%20on%20ERS.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Recommendation%20on%20ERS.pdf)
- vi. EC20 報告書パラグラフ 66（国別配分量に帰属する漁獲量）  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_20/jp\\_Report\\_of\\_CCSBT20.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_20/jp_Report_of_CCSBT20.pdf)
- vii. CC7 報告書パラグラフ 25（及び別紙 5）（全ての死亡要因の推定値に関する最良の推定値）  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_19/jp\\_report\\_of\\_CC7.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_19/jp_report_of_CC7.pdf)

6.5 遵守委員会への年次報告	
義務	最低履行要件
i. 各メンバーは、遵守委員会（CC）及び拡大委員会（EC）に提出する報告書のための合意された CC 及び EC に提出する年次報告書のテンプレート <sup>4</sup> に従って、遵守委員会会合の開催 4 週間前に、上記の年次レビューを提出しなければならない。	1. 報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合の 4 週間前までに、事務局長に提出される。いかなるセクションも空欄のままとしてはならない。要請されている情報が収集されていない場合には、当該セクションを空欄とするのではなく、その旨明記しなければならない。同様に、特定の漁業に対して適当でないセクションについても、空欄にせず、その旨明記しなければならない。

<sup>4</sup> 報告書テンプレートは以下のリンクから入手可能：[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/templates/jp\\_Annual\\_CC-EC\\_Reporting\\_Template.doc](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/templates/jp_Annual_CC-EC_Reporting_Template.doc)

6.5 遵守委員会への年次報告	
義務	最低履行要件
ii. 各メンバーは、自国の遵守委員会及び拡大委員会に提出する報告書 <sup>4</sup> の詳細を改善し続けなければならない、かかる報告書は最新化され、その後の遵守委員会年次会合に提出されなければならない。	
iii. メンバーは、遵守委員会の前に、VMSに関する概要報告を提供しなければならない。	1. 年次国別報告書テンプレート <sup>4</sup> のセクション II (1)(d) : VMS を完成する。
iv. メンバーは、委員会年次会合の4週間前に、事務局長に対して、以下に掲げる内容について報告しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前漁期の洋上及び港内における SBT 転載数量</li> <li>○ 前漁期に洋上及び港内において転載を行った CCSBT 許可船リストに登録されている LSTLVs のリスト</li> <li>○ 前漁期に LSTLVs から洋上で転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書</li> </ul>	1. 年次国別報告書テンプレート <sup>4</sup> のセクション II (3)(a) i-iii を完成する。
v. メンバーは、みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告のパラグラフ 1、2 及び 3 に従ってとった行為について、遵守委員会に対し、毎年報告する。	1. 年次国別報告書テンプレート <sup>4</sup> のセクション III (2)(a) - (c) を完成する。
vi. メンバーは、全ての死亡要因を含めることの重要性を考慮した国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の共通の定義の策定に関して、その導入スケジュール及び導入の進捗状況の詳細を毎年報告するものとする。	1. 年次国別報告書テンプレート <sup>4</sup> のセクション I (3) を完成する。
vii. メンバーは、遊漁及び投棄を含む全ての死亡要因にかかる最良の推定値を毎年報告するものとする。	1. 年次国別報告書テンプレート <sup>4</sup> のセクション III (3) を完成する。



## 港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議

みなみまぐろの保存に関する拡大委委員会 (CCSBT) は、

違法、無報告、無規制 (IUU) 漁業活動が CCSBT によって採択された保存管理措置の有効性を減殺することから、喫緊にこれに対抗する必要があることを考慮し、

港内検査措置が、IUU 漁業の防止、抑止及び根絶のための強力かつ費用効果の高い手段を提供するものであることを認識し、

拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国 (以下「メンバー」という。) の大部分が、現在、港内検査スキームを実施していることを認識し、

CCSBT の漁獲証明制度及び大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議を想起し、

また、CCSBT はみなみまぐろ (SBT) を漁獲又は運搬することを許可された漁船の記録及び運搬船の記録を設立していることについても想起し、

1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約を含む関連国際法を想起し、

港内検査措置の採択及び実施のための発展途上国に対する支援の必要性を認識し、

CCSBT 条約第 8 条 3 項 (b) に基づき、以下に合意する。

### セクション 1. 範囲

1. 本決議は、国際法に基づくメンバーの権利、管轄権及び義務を何ら損なうものではない。特に、本決議が、メンバーの港における、国際法に従った同メンバーの権限の行使 (入港を拒否する権利、及び本決議が定めるよりもより厳格な措置を採用する権利を含む) に影響を与えるものと解釈してはならない。  
本決議は、適切な国際的規則及び基準 (国際海事機関及びその他の国際機関を通じて設立されたものを含む) を考慮しつつ、国際法に則って解釈及び適用されるものとする。  
メンバーは、本決議に従って課された義務を誠実に履行するものとし、権利の濫用とならないかたちでここに認められる権利を行使するものとする。
2. CCSBT の保存管理措置の遵守状況をモニタリングする観点から、各メンバーは、寄港国であるメンバーとしての能力の範囲内において、以前に港において陸揚げ又は転載されていない SBT 又は SBT に由来する魚の製品を運搬する外国漁船 (ただしコンテナ船以外の運搬船を含む。以下「外国漁船」という。) に対する港内検査にかかる効果的なスキームのために本決議

を適用するものとする。

3. メンバーは、寄港国であるメンバーとしての能力の範囲内において、同国の国民によって用船された外国漁船であって、同国の権限の下に運航され、かつ同国に帰港した外国漁船に対しては、本決議を適用しないことを決定することができる。このような用船は、用船しているメンバーの旗を掲げる権利を有する船舶に対して適用される措置と同様の効果でもって、用船しているメンバーによる措置の対象となるものとする。
4. その他の CCSBT の保存管理措置の明確に適用し得る規定を損なうことなく、また、本決議に別段の定めのある場合を除き、本決議は、全長 12 メートル以上の外国漁船に対して適用するものとする。
5. 各メンバーは、全長 12 メートル未満の外国漁船、パラグラフ 3 に定める用船として操業している外国漁船、及び同国の旗を掲げる権利を有する漁船について、IUU 漁業への対抗措置として、パラグラフ 4 に定める船舶に対して適用される措置と少なくとも同程度の効果を有する措置をとるものとする。
6. メンバーは、同国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、本決議の措置及びその他の関連する CCSBT の保存管理措置を通知するために必要な措置をとるものとする。

## セクション 2. 連絡先

7. 外国漁船に対して寄港を許可しようとする各メンバーは、本決議のパラグラフ 11 に基づく通知を受領するための連絡先を指定するものとする。各メンバーは、本決議のパラグラフ 22 (b) に基づく検査報告書を受領するための連絡先を指定するものとする。各メンバーは、本決議の発効から 30 日以内に、CCSBT 事務局に対して連絡先の氏名及び連絡先に関する情報を通知するものとする。連絡先に何らかの変更が生じた場合には、遅くともその変更が生じる 14 日前までに、CCSBT 事務局に対してこれを通報するものとする。CCSBT 事務局は、このような変更について、遅滞なくメンバーに通知するものとする。
8. CCSBT 事務局は、メンバーから提出されたリストに基づき、連絡先の登録簿を作成し、これを維持するものとする。登録簿及びその修正については、CCSBT ウェブサイト上に遅滞なく公表されるものとする。

### セクション 3. 指定港

9. 外国漁船に対して寄港を許可しようとする各メンバーは、以下を行うものとする。
  - a) 外国漁船が本決議に従って入港を要請することができる港を指定すること。
  - b) 全ての指定港において、本決議に従って検査を実施するための十分な能力を確保すること。
  - c) 本決議の発効から 30 日以内に、CCSBT 事務局に対して指定港のリストを提出すること。当該リストに何らかの変更が生じた場合には、遅くともその変更が生じる 14 日前までに、CCSBT 事務局に対してこれを通報すること。
10. CCSBT 事務局は、寄港国であるメンバーから提出されたリストに基づき、指定港の登録簿を作成し、これを維持するものとする。

### セクション 4. 事前通報

11. 外国漁船の寄港を許可しようとする寄港国である各メンバーは、同メンバーの港を陸揚げないし転載のために使用しようとしている外国漁船に対し、港への到着予定時間より遅くとも 72 時間前までに、最低限の基準として、別添 A に定める情報を提出するよう求めるものとする。  
また、寄港国であるメンバーは、当該船舶が IUU 漁業又は関連する活動に関与しているかどうかを判断するために必要と考えられるその他の情報を求めることができる。
12. 寄港国であるメンバーは、特に水産物の種類、漁場と港の間の距離を考慮して、パラグラフ 11 の規定よりも長い、又は短い通知期間を定めることができる。このような場合、寄港国であるメンバーは、CCSBT 事務局に対してこれを通知するものとし、CCSBT 事務局は、当該情報を遅滞なく CCSBT ウェブサイトに掲載するものとする。
13. 寄港国であるメンバーは、パラグラフ 11 に基づく関連情報並びに港への入港を要請している外国漁船が IUU 漁業に関与しているかどうかを判断するために必要なその他の情報を受領した後、当該船舶の入港を許可するか、あるいは拒否するかを決定するものとする。寄港国であるメンバーが当該船舶の入港を許可することを決定した場合は、港内検査に関する以下の規定を適用するものとする。

### セクション 5. 港内検査

14. 検査は、寄港国であるメンバーの当局により実施されるものとする。

15. メンバーは、毎年、指定港において外国漁船によって実施される陸揚げ及び転載作業のうち少なくとも 5 % について検査を実施するものとする。
16. 寄港国であるメンバーは、外国漁船に対する検査の実施について決定する際、自らの国内法に従って、特に以下について考慮するものとする。
  - a) 船舶が、パラグラフ 11 において求める情報を完全に提供することができなかったかどうか。
  - b) 他のメンバー又は関連する地域漁業管理機関 (RFMO) からの特定の船舶に対する検査要請 (特に当該船舶による IUU 漁業にかかる疑義に対する証拠が添えられた要請である場合)。
  - c) 船舶が IUU 漁業に関与したという嫌疑に対する明白な根拠 (RFMO から得られた情報を含む) が存在するかどうか。

## セクション 6. 検査手続き

17. 各検査官は、寄港国であるメンバーにより発行された身分証明書を携行するものとする。寄港国であるメンバーの検査官は、国内法に基づき、漁船の全ての関連する区域、甲板及び船室、加工済み又はその他の漁獲物、漁網又はその他の漁具、技術的及び電子的装備、通信記録及び全ての関連文書 (操業日誌、転載物である場合は積荷目録及び積荷受領証及び陸揚申告書を含む。) で、検査官が CCSBT 保存管理措置の遵守を確保するために必要と考えられるものを検査することができる。また、検査官は、船舶の船長、船員又は検査対象船の船上にいるその他全ての者に対して質問をすることができる。検査官は、違反の証拠と考えられる全ての文書の写しをとることができる。寄港国であるメンバーは、このような文書の運用上の機密性を確保するものとする。
18. 検査には陸揚げ又は転載のモニタリングを含むものとし、また上記パラグラフ 11 の事前通報において通知された SBT の数量と船上に保持された SBT の数量との照合を含むものとする。検査は、可能な限り漁船に対する干渉及び不便を最小限にとどめるとともに、漁獲物の品質低下を避けるかたちで実施されなければならない。
19. 寄港国であるメンバーの検査官は、検査の完了に際して、外国漁船の船長に対し、検査報告書 (最低限の基準として別添 B に定める情報を含む) を提供するものとする。船長に対しては、報告書に対してコメント又は異議を申し立てる機会及び旗国と連絡をとる機会が与えられなければならない。検査官及び船長は報告書に署名するものとし、船長に対して報告書の写しが提供されるものとする。船長の署名は、報告書の写しの受領の確認としてのみ機能するものとする。

20. 寄港国であるメンバーは、検査の完了から 14 日以内に、CCSBT 事務局に対して検査報告書の写しを送付するものとする。検査報告書を 14 日以内に送付することができない場合、寄港国であるメンバーは、14 日の期間内において、CCSBT 事務局に対し、当該遅延の理由及び当該報告書を提出する時期について通知するものとする。
21. 旗国であるメンバーは、船長が漁船への安全な立入りを円滑にすること、寄港国であるメンバーの当局に協力すること、検査及び意思疎通を円滑にすること、並びに、寄港国であるメンバーの検査官がその職務を遂行するにあたり、これを妨害、脅迫又は干渉することがないこと、又は他の者にこれを妨害、脅迫又は干渉させないことを確保するために必要な措置をとるものとする。

#### セクション 7. 違反が明白である場合の手続き

22. 検査において収集された情報が、外国漁船が CCSBT の保存管理措置に対する違反を犯したことへの証拠を与える場合には、検査官は以下を行うものとする。
  - a) 検査報告において当該違反事項を記録すること。
  - b) 寄港国であるメンバーの当局に対して検査報告書を送付すること。当局は、CCSBT事務局、旗国の連絡先、及び適当な場合には関連する沿岸国であるメンバーに対して検査報告書の写しを遅滞なく送付するものとする。
  - c) 実施可能な範囲において、当該違反に関連する証拠の保全を確保すること。違反に対するさらなる措置を旗国であるメンバーに委ねる場合には、寄港国であるメンバーは、収集された証拠を遅滞なく旗国に提供するものとする。
23. 違反が寄港国であるメンバーの法的管轄権の範囲内にある場合には、寄港国であるメンバーは、同メンバーの国内法に従って措置をとることができる。寄港国であるメンバーは、旗国であるメンバー、関連する沿岸国であるメンバー、及び適当な場合は CCSBT 事務局に対して、とられた措置について速やかに通知するものとする。
24. 寄港国であるメンバーの法的管轄権の範囲内でない違反、及びパラグラフ 23 に規定する違反であるが寄港国であるメンバーにより措置がとられなかった違反については、旗国であるメンバー、及び適当な場合は関連する沿岸国であるメンバーに委ねられるものとする。検査報告書の写し及び証拠を受領した場合、旗国であるメンバーは、違反について遅滞なく調査するとともに、CCSBT 事務局に対して、当該調査の状況、及び当該報告書の受

領から 6 ヶ月以内にとられ得る取締行動について通知するものとする。旗国であるメンバーが、CCSBT 事務局に対して、受領から 6 ヶ月以内に状況報告を行うことができない場合、旗国であるメンバーは、6 ヶ月の期間内において、CCSBT 事務局に対し、遅延の理由及び状況報告を提出する時期について通知するものとする。

25. 検査によって検査対象船舶が SBT の漁獲にかかる IUU 活動に関与したことの証拠が得られた場合、寄港国であるメンバーは、旗国であるメンバー、及び適当な場合には関連する沿岸国であるメンバーに対して遅滞なく当該事件について報告するものとし、当該船舶を IUU リスト案に掲載するため、CCSBT 事務局に対して、関連する証拠とともに可及的速やかにこれを通報するものとする。

## セクション 8. 発展途上のメンバーに関する要件

26. メンバーは、本決議の実施に関する発展途上のメンバーに関する特別な要件を評価するよう奨励される。

## セクション 9. 一般規定

27. メンバーは、協力の促進、情報の共有、並びに CCSBT 保存管理措置の遵守を促進するための検査戦略及び方法論に関する各メンバーの検査官の教育のために設計された検査官の交換プログラムを可能とする二国間の合意/協定を締結することが奨励される。
28. 寄港国であるメンバーの国内法を損なうことなく、旗国であるメンバーは、寄港国であるメンバーとの適切な二国間合意又は協定がある場合、又は当該メンバーからの招待に基づく場合に限り、寄港国であるメンバーの検査官に同行するために自国の職員を派遣し、自国の船舶に対する検査に立ち合わせる又は参加させることができる。
29. 旗国であるメンバーは、寄港国であるメンバーの検査官からの違反報告に関して、自らの検査官からの報告によるものと同様に、自らの国内法に従って、これを検討し、対処するものとする。メンバーは、本決議に定められた検査報告書に基づき生じる司法手続き又はその他の手続きを促進するため、自らの国内法に従って、これに協力するものとする。
30. 事務局長は、検査に関する情報について、電子データベースにこれを取りまとめるものとする。事務局長は、同データベースの生データにかかる機密性を確保するものとする。メンバーが他のメンバーの検査記録に関する情報を求める場合、事務局長は、後者が同意する場合のみ、これを提供することができる。

31. 委員会は、遅くとも 2018 年の同委員会年次会合には本決議をレビューし、本決議の有効性を改善するための改正（パラグラフ 15 に定める検査カバー率の最低水準を含む）について検討するものとする。
  
32. 本決議は、2017 年 1 月に効力を生ずるものとする。

## Information to be provided in advance by vessels requesting port entry

入港を要請する船舶により事前に提供されるべき情報

<b>1. Intended port of call</b> 寄港しようとする港					
<b>2. Port State</b> 寄港国					
<b>3. Estimated date and time of arrival</b> 到着予定日時					
<b>4. Purpose(s)</b> 目的					
<b>5. Port and date of last port call</b> 最終寄港地及び寄港日					
<b>6. Name of the vessel</b> 船名					
<b>7. Flag State</b> 船籍国					
<b>8. Type of vessel</b> 船舶の種類					
<b>9. International Radio Call Sign</b> 国際無線呼出符号					
<b>10. Vessel contact information</b> 船舶の連絡先					
<b>11. Vessel owner(s)</b> 船主					
<b>12. Certificate of registry ID</b> 登録番号					
<b>13. Lloyd's / IMO ship ID, if available</b> 船舶識別番号、もしあれば					
<b>14. External ID, if available<sup>1</sup></b> 外部識別番号、もしあれば					
<b>15. RFMO ID</b> RFMO識別番号					
<b>16. VMS<sup>2</sup></b> 船舶監視システム	No 無	Yes:National 有:国	Yes:RFMO(s) 有:RFMO(s)	Type <sup>2</sup> :種類	
<b>17. Vessel dimensions</b> 船舶の寸法	Length Overall and Beam 全長及び船幅			Draft 喫水	
<b>18. Vessel master name and nationality</b> 船長の名前及び国籍					
<b>19. Relevant fishing authorization(s)</b> 関連する漁業許可					
<i>Identifier<sup>3</sup></i> (確認者)	<i>Issued by</i> (発行者)	<i>Validity<sup>4</sup></i> (効力)	<i>Fishing area(s)</i> (操業海域)	<i>Species</i> (FAO 3-Alpha code) (魚種)	<i>Gear</i> (漁具)
				SBT(SBF)	
				SBT(SBF)	
<b>20. Relevant transshipment authorization(s)/transshipment declaration(s)</b> 関連する転載許可					

<sup>1</sup> Provide details of any external vessel markings e.g. registration and identification numbers, that are additional to the information already provided on this form. 本様式に既に提示された情報に加え、例えば登録及び識別番号等、船舶の外部標識かかる詳細を示すこと。

<sup>2</sup> Circle the correct option(s) to indicate what type of VMS is on board the vessel: Circle 'No' if no VMS unit on board, 'Yes: National' if the vessel has a VMS that transmits to a Flag State, and/or 'Yes: RFMO(s)' if the vessel has a VMS that transmits to RFMO(s); for 'Type': Provide the type and model of any VMS unit(s) on board. 船上に搭載されている VMS の種類として当てはまるものを丸で囲むこと：搭載していない場合は「無」、旗国に対して送信される VMS を搭載している場合は「有・国」、RFMO に対して送信される VMS を搭載している場合は「有・RFMO」。「種類」の欄には、船上の全ての VMS ユニットの種類及び型式を示すこと。

<sup>3</sup> Provide the Flag State CCSBT fishing authorisation reference number(s), e.g. fishing licence number, and the CCSBT Registration Number for this vessel (if applicable). 当該船舶にかかる旗国の CCSBT 漁業許可リファレンス番号（例えば漁業ライセンス番号）、及び CCSBT 登録番号を示すこと（適当な場合）。

<sup>4</sup> Provide the dates for which the CCSBT fishing authorisation(s) is/are valid (if applicable) CCSBT 漁業許可が有効である日付を示すこと（適当な場合）。



<i>Identifier</i> <sup>5</sup> 確認者		<i>Issued by</i> 発行者		<i>Validity</i> <sup>6</sup> 効力				
<i>Identifier</i> <sup>5</sup> 確認者		<i>Issued by</i> 発行者		<i>Validity</i> <sup>6</sup> 効力				
<b>21. Transshipment information concerning donor vessels</b> 提供船舶に関する転載情報								
<i>Date</i> 日時	<i>Location</i> 位置	<i>Name</i> 船名	<i>Flag State</i> 船籍国	<i>ID num- ID</i> ID番号	<i>Species</i> (FAO 3-Alpha code) 魚種	<i>Type of Product</i> 製品	<i>Catch area</i> 漁獲海域	<i>Quantity</i> (in Kg) 数量
					SBT(SBF)			
					SBT(SBF)			
<b>22. Total southern Bluefin tuna on board</b> 漁獲総積載量						<b>23. SBT(SBF) to be off Loaded</b> 漁獲荷下ろし量		
<i>Species</i> (FAO 3-Alpha code) 魚種	<i>Type of Product</i> 製品形態	<i>Catch area</i> 漁獲海域	<i>Quantity</i> (in Kg) 数量	<i>Quantity</i> (in Kg) 数量				
SBT(SBF)								
SBT(SBF)								

<sup>5</sup> For transshipment authorisations record “Authorisation” and the authorization reference number(s) if available; for transshipment declarations record “TD”. 転載許可に関しては、「許可」及び可能な場合は許可リファレンス番号を記録すること。転載申告書に関しては、「TD」を記録すること。

<sup>6</sup> For transshipment authorisations, provide the dates for which the CCSBT authorisation(s) is/are valid (if applicable); for transshipment declarations, record the transshipment date. 転載許可に関して、CCSBT 許可が有効である日付を示すこと（適当な場合）。転載申告書に関しては、転載の日付を記録すること。

## Report of the results of the inspection 検査結果報告書

Where applicable, verify to the extent possible, that the details noted during the inspection, e.g. vessel identifiers/other vessel details, authorisations and SBT quantities are true, complete, correct and consistent with the information provided in accordance with the port entry request form (Annex A).

必要に応じて、検査中に留意された詳細（船舶識別子／その他の船舶の詳細、許可及びSBTの数量が真実であり、完全で、正しく、かつ入港要請様式（別添A）に従って提出された情報と整合しているかどうか等）を可能な範囲で確認すること。

1. Inspection report no <sup>7</sup> 検査報告番号				2. Port State 寄港国			
3. Inspecting authority 検査当局							
4. Name of principal inspector 主任検査官の名前				ID 身分証明書			
5. Port of inspection 検査港							
6. Commencement of inspection 検査の開始日時		YYYY 年	MM 月	DD 日	HH 時		
7. Completion of inspection 検査の終了日時		YYYY 年	MM 月	DD 日	HH 時		
8. Advanced notification received 事前通報の受領		Yes 有		No 無			
9. Purpose(s) <sup>8</sup> 目的		LAN 陸揚げ	TRX 転載	PRO 加工	OTH (specify) その他（特定）		
10. Port and State and date of last port call 最終寄港地、国及び日付		YYYY 年	MM 月	DD 日			
11. Vessel name 船名							
12. Flag State 船籍国							
13. Type of vessel 船舶の種類							
14. International Radio Call Sign 国際無線呼出符号							
15. Certificate of registry ID 登録番号							
16. Lloyd's IMO ship ID, if available IMO船舶番号 あれば							
17. External ID, if available <sup>9</sup> IMO船舶番号 あれば							
18. Port of registry 登録港							
19. Vessel owner(s) 船主							
20. Vessel beneficial owner(s), if known and different from vessel owner 船舶実質所有者（船主と異なり、わかる場合）							
21. Vessel operator(s), if different from vessel owner 船舶の運航者（船主と異なる場合）							
22. Vessel master name and nationality 船長の名前及び国籍							
23. Fishing master name and nationality 漁労長の名前及び国籍							

<sup>7</sup> Provide a unique reference number for this inspection report. 本検査報告書固有のリファレンス番号を示すこと。

<sup>8</sup> Record the purpose of entry into Port by circling the relevant option(s): LAN – landing, TRX – transshipment, PRO – processing, OTH - other. For 'OTH', specify what this signifies, for example re-fuelling, re-supplying, maintenance, and/or dry-docking, etc. 関連する選択肢を丸で囲み、入港の目的を示すこと：LAN－陸揚げ、TRX－転載、PRO－加工、OTH－その他。「OTH」については、給油、補給、整備、船渠（乾ドック）等、その意味を明示すること。

<sup>9</sup> Record details of any external vessel markings e.g. registration and identification numbers that are additional to the information already provided on this form. 本様式に既に提示された情報に加え、例えば登録及び識別番号等、船舶の外部標識かかる詳細を示すこと。

24. Vessel agent 船舶の代理人						
25. VMS <sup>10</sup> 船舶監視システム	No 無	Yes:National 有:国	Yes:RFMO s	Type: 種類		
26.CCSBT Authorised Vessel list						
CCSBT Registration Number:						
27. Relevant fishing authorization(s) 関係する漁業の当局						
Identifier <sup>11</sup> 確認者	Issued by 発行者	Validity <sup>12</sup> 効力	Fishing area(s) 操業海域	Species (FAO 3-Alpha code) 魚種	Gear 漁具	
				SBT(SBF)		
28. Relevant transshipment authorization(s)/Transshipment declaration(s) 関係する転載の当局						
Identifier <sup>13</sup> 確認者		Issued by 発行者		Validity <sup>14</sup> 効力		
Identifier <sup>13</sup> 確認者		Issued by 発行者		Validity <sup>14</sup> 効力		
29. Transshipment information concerning donor vessels 提供船舶に関する転載情報						
Name 船名	Flag State 旗国	ID no 登録番号	Species (FAO 3-Alpha code) 魚種	Type of Product 製品形態	Catch area(s) 漁獲海域	Quantity (in kg) 数量
			SBT(SBF)			
			SBT(SBF)			
30. Evaluation of offloaded catch (quantity) 荷卸された漁獲物の推定 (数量)						
Species (FAO 3-Alpha code) 魚種	Type of Product 製品形態	Catch area(s) 漁獲海域	Quantity declared (in kg) 申告数量	Quantity retained(in kg) 保持数量	Difference between quantity declared and quantity determined, if any(in kg) 申告数量と確定数量の差 (もし、 あれば)	
SBT(SBF)						
31. Catch retained onboard (quantity) 船上保持漁獲物 (数量)						
Species(FAO 3-Alpha code) 魚種	Type of Product 製品形態	Catch area(s) 漁獲海域	Quantity declared(in kg) 申告数量	Quantity retained(in kg) 保持数量	Difference between quantity declared and quantity determined, if any(in kg) 申告数量と確定数量の差 (もし、 あれば)	
SBT(SBF)						
32. Examination of logbook(s) and other documentation 操業日誌及びその他の文書の調査				Ye 有	No 無	Comments コメント
33. Compliance with applicable catch documentation scheme(s) 漁獲証明制度の遵守				Ye 有	No 無	Comments コメント
34. Type of gear used		使用された漁具の種類				

10 Circle the correct option(s) to indicate what type of VMS is on board the vessel: Circle 'No' if no VMS unit on board, 'Yes: National' if the vessel has a VMS that transmits to a Flag State, and/or 'Yes: RFMO(s)' if the vessel has a VMS that transmits to RFMO(s); for 'Type': Provide the type and model of any VMS unit(s) on board. 船上に搭載されているVMの種類として当てはまるものを丸で囲むこと: 搭載していない場合は「無」、旗国に対して送信されるVMSを搭載している場合は「有・国」、RFMOに対して送信されるVMSを搭載している場合は「有・RFMO」。「種類」の欄には、船上の全てのVMSユニットの種類及び型式を示すこと。

11 Note the Flag State CCSBT fishing authorization reference number(s), e.g. fishing licence number, and the CCSBT Registration Number for this vessel (if applicable). 当該船舶にかかる旗国のCCSBT漁業許可リファレンス番号(例えば漁業ライセンス番号)、及びCCSBT登録番号を記載すること(適当な場合)。

12 Record the dates for which the CCSBT fishing authorisation(s) is/are valid (if applicable) CCSBT漁業許可が有効である日付を記録すること(適当な場合)。

13 For transshipment authorisations record "Authorisation" and the authorisation reference number(s) if available; for transshipment declarations record "TD" 転載許可に関しては、「許可」及び可能な場合は許可リファレンス番号を記録すること。転載申告書に関しては、「TD」を記録すること。

14 For transshipment authorisations, provide the dates for which the CCSBT authorisation(s) is/are valid (if applicable); for transshipment declarations, record the transshipment date. 転載許可に関して、CCSBT許可が有効である日付を示すこと(適当な場合)。転載申告書に関しては、転載の日付を記録すること。

35. Gear examined in accordance with paragraph g) of Annex B 調査された漁具	Yes 有	No 無	Comments コメント
36. Findings by inspector(s) <sup>15</sup> 検査による所見			
37. Apparent infringement(s) noted including reference to relevant legal instrument(s) 関連する法律文書に明記されている明白な違反			
38. Comments by the master 船長のコメント			
39. Action taken <sup>16</sup> とられた措置			
40. Master signature 船長の署名			
41. Inspector signature 検査官の署名			

<sup>15</sup> Record whether there is any evidence to indicate that this vessel is/was involved in any SBT IUU fishing and/or fishing-related activities. 当該船舶が SBT にかかる何らかの IUU 漁業及び／又は漁業関連活動に関与したことを示す証拠があるかどうかを記録すること。

<sup>16</sup> Record any evidence collected and/or seized in relation to suspected SBT IUU fishing or fishing-related activities, for example any photos or samples taken, and any seizure of gear, materials or documents. In addition, record measures that could potentially be taken to address any apparent infringements detected, as well as any relevant authorities/officials contacted. SBT にかかる IUU 漁業又は漁業関連活動の嫌疑に関して収集及び／又は押収された証拠（例えば写真、収集されたサンプル、漁具、用具又は文書といった押収物）を記録すること。さらに、確認された明白な違反に対してとられる可能性がある措置、並びに関連当局／担当官の連絡先を記録すること。